

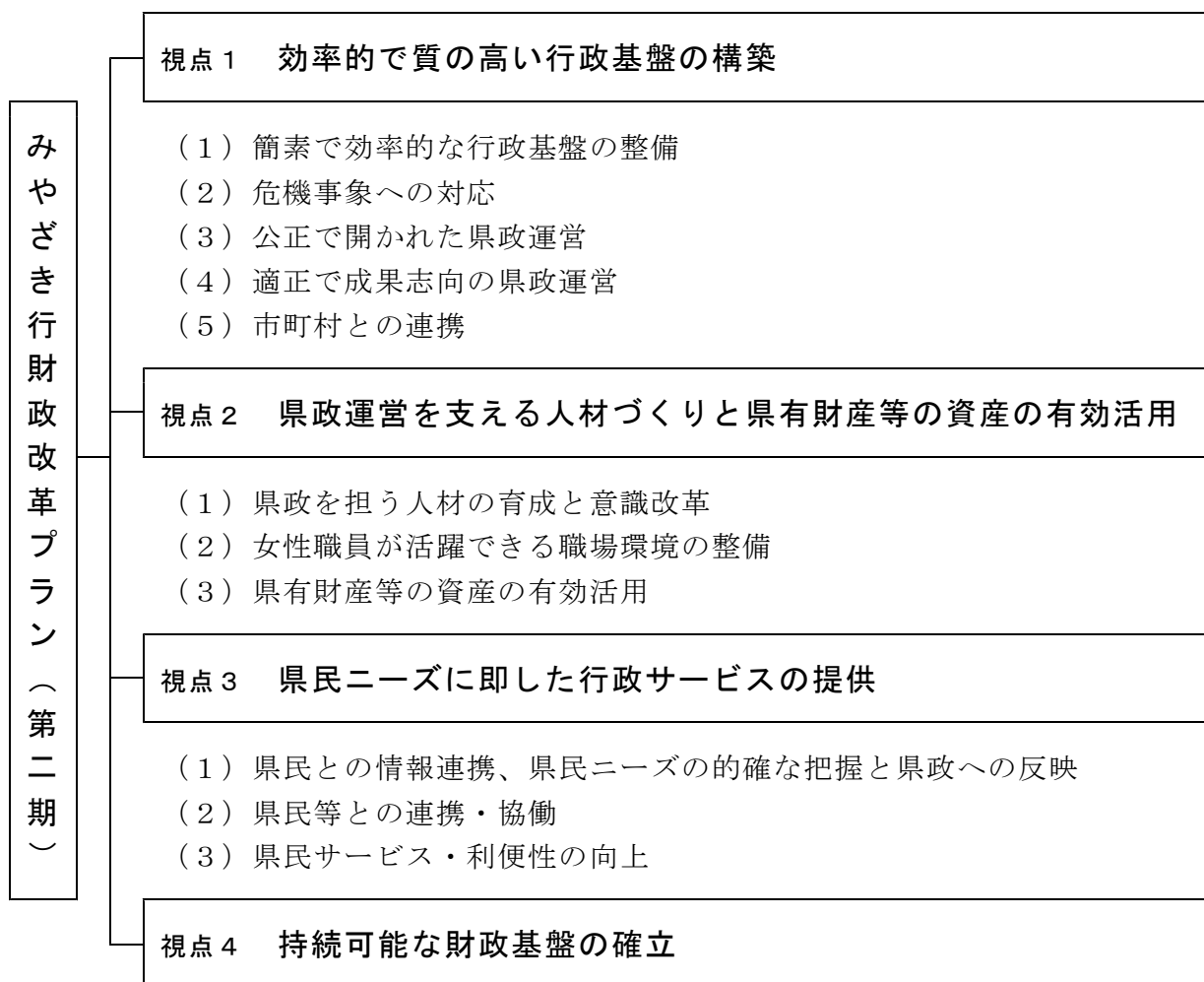
みやざき行財政改革プラン（第二期）について（概要版）

1 基本的な考え方

平成23年度から平成26年度まで「みやざき行財政改革プラン」に基づき、行財政改革を推進してきたが、引き続き平成27年度以降についても、「みやざき行財政改革プラン（第二期）」を策定し、限られた人員・財源の中で、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応していくため、既存の人材やノウハウ、情報等の資産を最大限に活用するための環境整備を行いながら、県民本位の行財政改革を推進する。

- 基本理念 県総合計画の基本目標『未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦』を支える持続可能な行財政基盤の確立
- 推進期間 平成27年度から平成30年度まで（4年間）
- 推進体制 行財政改革推進本部を中心として、全庁的な行財政改革を推進し、改革の進捗状況を毎年度公表

2 プランの体系



※ 第四期財政改革推進計画に基づく財政改革の取組

3 改革の視点ごとの主な改革プログラム

1 効率的で質の高い行政基盤の構築

- ① 行政需要に対応した簡素で効率的な組織体制の見直し
 - 県総合計画を推進するための組織体制の見直し
 - 社会経済情勢の変化等に対応した組織体制の見直し
 - 県有財産等の有効活用を図るための組織体制の見直し
 - 総務事務及び会計事務の執行体制の見直し
 - 県立看護大学の地方独立行政法人による運営 等

- ② 適正な定員管理
 - 無駄のない人員体制の構築及び新たな行政需要への弾力的な対応
 - スクラップ・アンド・ビルドを基本に、当面は、現在の水準を上回らない程度で適正な定員管理の実施
 - 社会経済情勢の変化を考慮した中長期的な定員管理のあり方の検討

- ③ 公社等改革の推進
 - 新宮崎県公社等改革指針（平成27年4月改訂）に基づく取組
 - 〈推 進 期 間〉
平成27年度から平成30年度まで（4年間）
 - 〈対象公社等の数〉
45法人
 - 〈取 組 内 容〉
 - ・ 公社等の統廃合等の検討
 - ・ 公社等への県の関与のあり方を見直し
 - ・ 県と公社等との随意契約の締結状況の公開 等

- ④ 危機事象への対応
 - 研修や訓練等の充実・強化による危機管理意識・能力の向上・強化
 - 「事前の備え」の進行管理と訓練・検証に基づく適切な見直し

- ⑤ 新たな行政不服審査制度の適正な運用
 - 審理員の指名や第三者機関の設置など、審理体制の整備及び制度の適正な運用
 - 職員への研修や県民等への制度の周知

- ⑥ 市町村との連携
 - 自治体行財政運営の適正化や市町村職員の政策立案能力等の向上支援
 - 職員相互派遣や合同研修等による職員の能力開発・人材育成

2 県政運営を支える人材づくりと県有財産等の資産の有効活用

① 意欲と能力に満ちた人材の育成と活用

- 人材育成と組織の活性化を図るための人事評価の実施
- 研修機関と人事管理との連携強化による研修内容の充実・見直し
- 専門性の高い職員の育成につながる複線型人事異動の推進
- 経験年数や職員の専門性に応じた多様な人事ローテーションの実施

② 仕事と家庭の両立の推進

- 年休取得促進や時間外勤務縮減等による職場環境の整備
- きめ細かい子育て支援策の推進体制の充実と、新たな支援策の検討・実施

③ 意欲と能力のある女性職員の育成・登用の推進

- 女性が働きやすい職場環境づくり
- 女性職員の資質向上に向けた支援策の検討・実施
- 女性職員が能力を最大限発揮できる職域の拡大及び登用

④ 安心して育児休業が取得できる環境整備

- 担当制の活用や代替職員の配置等による円滑な業務執行体制の確保
- 育児休業取得者の円滑な職場復帰支援の検討・実施

⑤ 県有財産等の資産の有効活用

- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策の推進
- 県有財産の売却・貸付け等の推進
- オープンデータの取組推進
- 産業振興に資する知的財産権の取得と活用促進

3 県民ニーズに即した行政サービスの提供

① 県民との情報連携による戦略的広報活動の推進

- ソーシャルメディアを通じた県民参加の広報の促進
- 職員の情報受発信力の強化

② アウトソーシングの推進

- 指定管理者制度導入施設におけるモニタリングの効果的運用
- 「県民提案型アウトソーシング」の検討・実施

③ 納税者の利便性の向上と効率的な税務事務処理

- コンビニ納付の税目拡大、電子納税の導入

④ ICTを活用した業務改革の推進

- 行政情報システムの共同利用や業務連携の推進
- グループウェア等を活用した業務改革

⑤ マイナンバー制度への対応

- マイナンバー制度の導入・周知
- 法定事務以外の事務での活用検討

4 持続可能な財政基盤の確立 ～第四期財政改革推進計画に基づく財政改革の取組～

(1) 計画期間 平成27年度から平成30年度まで（4年間）

(2) 見直し目標額 4年間で694億円 [県費（一般財源＋県債）ベース]

(3) 具体的な取組

ア 効果的・効率的な歳出の実現

① 義務的経費

- ・ 人件費：適正な定員管理及び給与管理
- ・ 扶助費：適正なあり方の検討
- ・ 公債費：建設事業に係る県債の新規発行抑制

② 投資的経費

- ・ 公共事業：毎年度対前年度比5%削減
- ・ 箱物整備の原則凍結（県民にとって必要性が高く、緊急性のあるものを除く）

③ 一般行政経費

- ・ 全ての事務事業の徹底した見直し

④ 特別会計・公営企業会計への繰出金

⑤ 執行段階での経費節約等

イ 歳入確保の強化

- ・ 税収確保の取組の推進
- ・ 財産収入の確保
- ・ ネーミングライツ収入の確保
- ・ ふるさと納税の確保

ウ その他

- ・ 予算編成過程の透明化
- ・ 新たな公会計制度の検討

みやざき行財政改革プラン
(第二期)

平成27年7月
宮崎県

目 次

(ページ)

第1	行財政改革の基本的な考え方	
1	これまでの行財政改革の取組	1
2	本県を取り巻く状況	2
3	今後の行財政改革の取組	4
	(1) 基本理念	4
	(2) 改革の視点	4
4	行財政改革の推進期間	5
5	行財政改革の推進体制	5
第2	改革プログラム	
1	効率的で質の高い行政基盤の構築	6
	(1) 簡素で効率的な行政基盤の整備	6
	(2) 危機事象への対応	14
	(3) 公正で開かれた県政運営	16
	(4) 適正で成果志向の県政運営	20
	(5) 市町村との連携	23
2	県政運営を支える人材づくりと県有財産等の資産の有効活用	25
	(1) 県政を担う人材の育成と意識改革	25
	(2) 女性職員が活躍できる職場環境の整備	29
	(3) 県有財産等の資産の有効活用	31
3	県民ニーズに即した行政サービスの提供	34
	(1) 県民との情報連携、県民ニーズの的確な把握と県政への反映	34
	(2) 県民等との連携・協働	38
	(3) 県民サービス・利便性の向上	43
4	持続可能な財政基盤の確立	48
	～第四期財政改革推進計画に基づく財政改革の取組～	
	(1) 計画の内容	48
	① 基本的な考え方	48
	② 計画期間	48
	③ 見直し目標額	48
	④ 具体的な取組	49
	⑤ 計画推進のための取組	54
	⑥ 見直し目標額の内訳（再掲）	54
	⑦ 見直しを行った場合の財政関係2基金残高見込額等	54
	(2) 歳入確保、歳出見直しに関する具体的な取組例	55
	参考資料	60
	数値目標一覧	
	数値目標の解説	
	宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン（概念図）	
	県債残高の推移、基金残高の推移	
	みやざき行財政改革プラン（第二期）の策定経過	
	宮崎県行財政改革推進本部設置要綱等	

第1 行財政改革の基本的な考え方

1 これまでの行財政改革の取組

本県では、「行政改革は不断に取り組むべき行政課題である」との認識のもと、「宮崎県行政改革大綱」を昭和60年11月に策定して以来、数次にわたり行政改革大綱（プラン）を策定し、全庁的な行政改革に取り組んできました。

また、平成19年6月に策定した「宮崎県行財政改革大綱2007」から「財政改革推進計画」を取り込み、総職員数の純減、公の施設への指定管理者制度導入や公社等改革、そして財政収支不足額の圧縮などの行財政改革に取り組んできました。

さらに、平成23年6月に策定した「みやざき行財政改革プラン」では、「効果的・効率的な行政基盤の確立」、「県民目線による行政サービスの提供」、「持続可能な財政基盤の確立」の3つの視点から、適正な定員管理、NPOなど多様な主体との協働の推進、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化による歳出の見直しなど県民本位の行財政改革を推進し、県総合計画の基本目標である『未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦』を支える持続可能な行財政基盤の確立を図ってきました。

◇ 行財政改革大綱(プラン)の経緯

第1次	• 宮崎県行政改革大綱 (S60～S62)
第2次	• 新宮崎県行政改革大綱 (H7～H9)
第3次	• 新宮崎県行政改革大綱(改訂版) (H10～H12)
第4次	• 宮崎県行政システム改革大綱 (H13～H17)
第5次	• 宮崎県行政改革大綱2006 (H17～H21)
第6次	• 宮崎県行財政改革大綱2007 (H19～H22)
第7次	• みやざき行財政改革プラン (H23～H26)

2 本県を取り巻く状況

本県を取り巻く社会経済情勢は、大きく変化し、県民ニーズも多様化・高度化しており、これらに迅速かつ的確に対応していく必要があります。

一方、県財政は、今後も厳しい状況が続くものと見込まれることから、行政ニーズを的確に捉え、「選択と集中」により、施策や事業を効果的・効率的に推進していく必要があります。

(1) 社会経済情勢の変化

我が国は、これから本格的な少子高齢・人口減少時代を迎えようとしています。特に本県は他の地域より早く高齢化が進んでいることから、このまま人口減少が続けば、社会経済や地域社会の活力低下が懸念されています。

また、我が国の経済全体としては緩やかな回復基調が続いており、デフレ脱却に向けて着実に進んでいます。その一方で、都市部と比較すると地方は景気回復の実感が得られにくい状況にあることから、人口減少が進む中、本県が経済の好循環を実現するためには、国における「地方創生」の取組を追い風に、重要課題に対し、適切に対応していく必要があります。

さらに、本県では、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザからの復興・新生の取組を進める中、平成26年12月にも高病原性鳥インフルエンザが発生しました。また、東日本大震災以降、南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえた防災・減災対策など、様々な危機事象に対する備えが求められています。

(2) 地方分権社会の進展

地方分権改革は、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮する」との理念のもと、これまで国から地方への権限移譲や地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）などが進められてきました。

また、県においても、県内における分権型社会を構築するため、市町村と十分協議を行いながら、市町村への権限移譲を進めてきました。

地方分権の進展により、自治体の自由度は高まり、自主的・主体的な行財政運営が可能となりますが、一方で、厳しい財政状況の中で、社会経済情勢の変化等によって多様化・高度化する県民ニーズや行政課題に対し、自己責任・自己決定により推進していくことが求められます。

また、市町村の自立と意欲的な取組を支援するなど、県と市町村とのより一層の連携強化が求められます。

第1 行財政改革の基本的な考え方

(3) 厳しい財政状況

本県では、これまで、三期にわたり、財政改革に取り組んできましたが、今後も、社会保障関係費の増加や公共施設の老朽化対策などに多額の経費が見込まれることから、財政健全化に向けた対策を講じなければ、収支不足を補ってきた財政関係2基金が枯渇し、予算編成が困難となることが見込まれています。

このような中で、地方創生への取組などに適切に対応していくためにも、引き続き、行財政改革の取組を進めていく必要があります。

<参考：中期財政見通し－財政健全化に向けた対策を講じない場合－>

(単位：億円、%)

年度	H26		H27		H28		H29		H30	
		増減		増減		増減		増減		増減
歳入	5,733	1.3	6,742	17.6	5,412	▲19.7	5,500	1.6	5,583	1.5
口蹄疫 償還 除	5,733	1.3	5,542	▲3.3	5,412	▲2.3	5,500	1.6	5,583	1.5
県税	814	3.2	896	10.1	908	1.3	914	0.7	951	4.0
地方交付税	1,849	0.8	1,809	▲2.2	1,792	▲0.9	1,779	▲0.7	1,742	▲2.1
その他	3,070	1.1	2,837	▲7.6	2,712	▲4.4	2,807	3.5	2,890	3.0
歳出	5,733	1.3	6,979	21.7	5,629	▲19.3	5,773	2.6	5,884	1.9
口蹄疫 償還 除	5,733	1.3	5,779	0.8	5,629	▲2.6	5,773	2.6	5,884	1.9
義務的経費	2,579	▲0.2	2,521	▲2.3	2,552	1.2	2,589	1.4	2,571	▲0.7
人件費	1,516	▲0.3	1,503	▲0.9	1,521	1.2	1,542	1.4	1,536	▲0.4
扶助費	128	▲4.5	140	9.0	141	0.7	148	5.0	153	3.4
公債費	935	0.6	878	▲6.1	889	1.3	898	1.0	882	▲1.8
投資的経費	1,129	3.6	1,028	▲8.9	1,039	1.1	1,075	3.5	1,156	7.5
一般行政経費	2,025	1.9	2,230	10.1	2,038	▲8.6	2,109	3.5	2,157	2.3
収支不足額	(▲201)		▲237		▲217		▲273		▲301	

<参考>

社会保障関係費 (歳出の内数)	743	0.8	816	9.8	832	1.9	848	1.9	864	1.9
--------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

当初予算編成後 2基金残高見込額	254		227		95		▲93		▲309	
---------------------	-----	--	-----	--	----	--	-----	--	------	--

※ 財政調整積立金及び県債管理基金（財源調整部分）の残高。平成27年度は6月補正後。

3 今後の行財政改革の取組

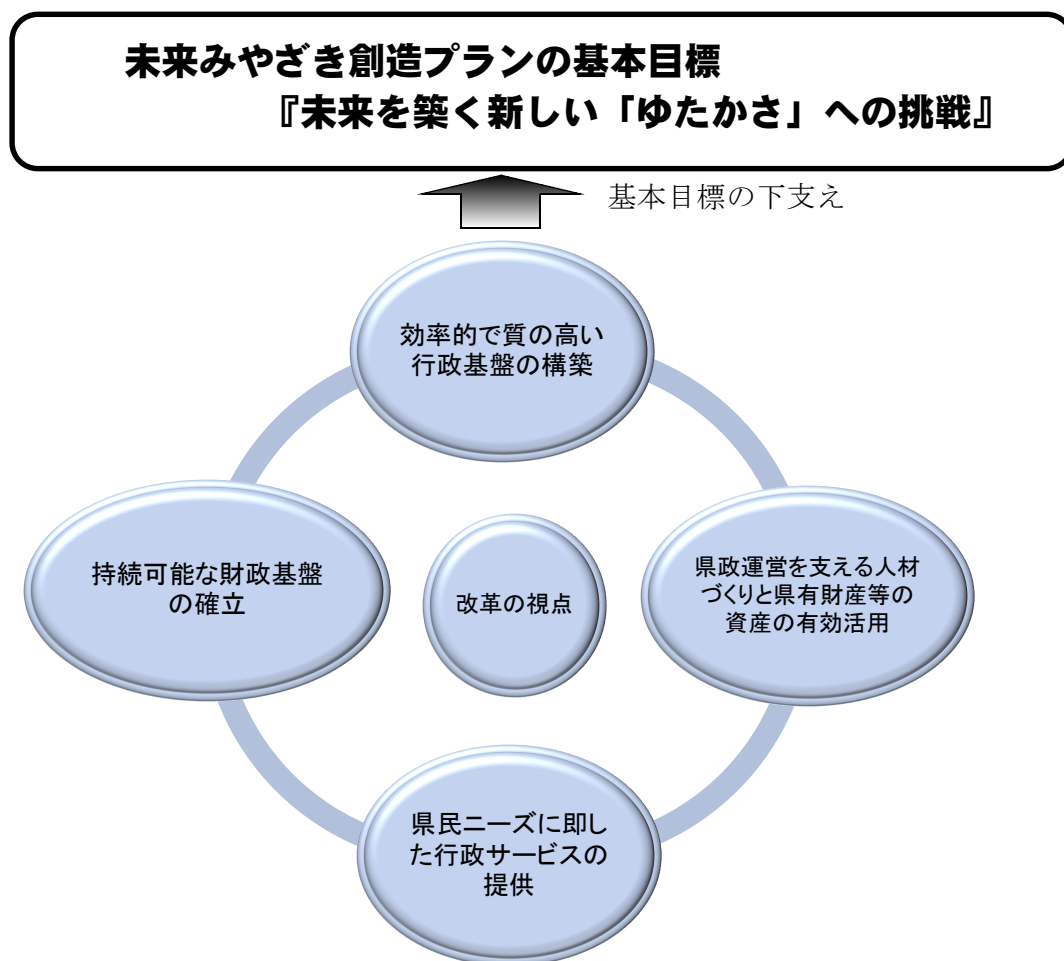
(1) 基本理念

『未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦』を支える持続可能な行財政基盤の確立

(2) 改革の視点

前回のプランでは、県総合計画の基本目標の実現を下支えするため、「効果的・効率的な行政基盤の確立」、「県民目線による行政サービスの提供」、「持続可能な財政基盤の確立」の3つの視点から県民本位の行財政改革を推進してきました。

今後の取組においても、こうした基本理念や行財政改革の視点等の大きな方向性は継承しつつ、限られた人員・財源の中で、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応していくため、既存の人材やノウハウ、情報等の資産を最大限活用するための環境整備といった新たな視点を加えて、県民本位の行財政改革をさらに推進し、持続可能な行財政基盤の確立を図っていきます。



4 行財政改革の推進期間

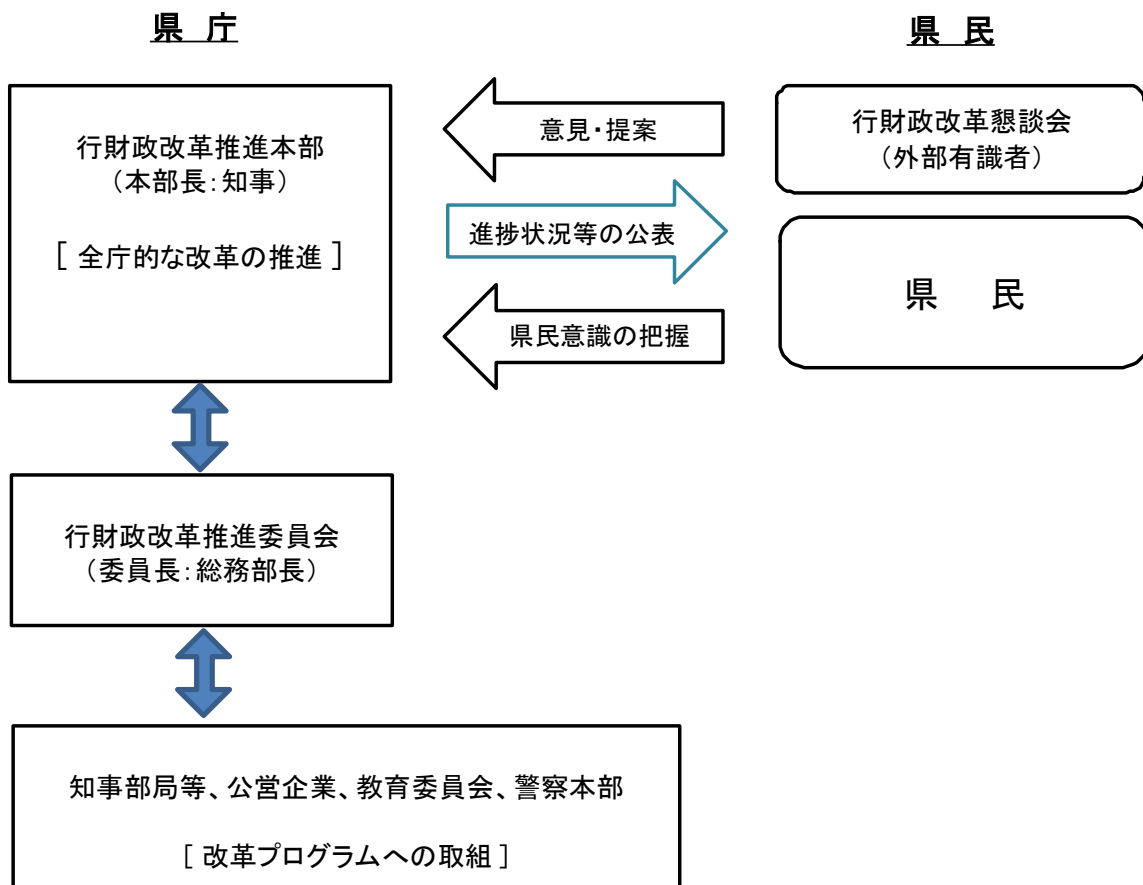
本プランの推進期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とします。

5 行財政改革の推進体制

行財政改革の推進に当たっては、県民の理解と協力が不可欠であり、また、改革の進行管理や達成度の検証を行うことが必要です。そこで、具体的な取組について改革の工程表を示すとともに、可能な限り数値目標を設定し、着実な推進を図っていきます。

このため、知事を本部長とする「宮崎県行財政改革推進本部」を中心として、行財政改革を全庁的に推進し、適切な進行管理に努めます。また、行財政改革の進捗状況等を毎年度公表するとともに、外部有識者で構成される「宮崎県行財政改革懇談会」に意見を求めるものとします。

【行財政改革の推進体制等】



第2 改革プログラム

1 効率的で質の高い行政基盤の構築

厳しい財政状況の中、時代の流れとともに変わる県民ニーズに的確に対応するため、これまで築き上げてきた簡素で効率的な組織体制を維持しながら、必要な組織の見直し等を積極的に行います。

また、定員・給与の適正管理や事務処理におけるムダの削減等により、行政コストの徹底的な縮減を進めるとともに、公正かつ適正で透明性の高い県政運営を進めながら、効率的で質の高い行政基盤の構築を図ります。

(1) 簡素で効率的な行政基盤の整備

① 行政需要に対応した簡素で効率的な組織体制の見直し

実施方針

今後、ますます複雑化・多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するとともに、新たな県総合計画の推進に向けて、効果的・効率的な施策の展開を図るため、引き続きスクラップ・アンド・ビルドを基本とした不断の見直しを進め、簡素で効率的な組織体制を構築していきます。

また、公共施設等の老朽化対策を推進するための個別施設計画（31頁参照）の策定内容を踏まえた組織体制のあり方について検討します。

さらに、地方分権の進展や社会経済情勢の変化に伴い、行政サービスの維持や効率的な提供のあり方も変化していることから、市町村と連携した広域的な行政課題への対応を含め、県の組織体制のあり方について検討します。

(見直しの視点)

ア 行政需要等の変化に対応した組織体制の整備

県総合計画に掲げる政策課題や新たな行政需要に柔軟かつ的確に対応した施策の展開が可能となるよう、組織体制の整備に努めます。

また、社会経済情勢の変化等に伴い、行政需要や県の役割が低下しているものについては、組織の廃止・統合、縮小等により簡素合理化を推進します。

イ 関連、類似業務の効率化

関連、類似する業務については、同一組織で一元的・総合的に実施することで効果的・効率的な施策の推進を図ります。

ウ 部局横断的課題への対応

部局横断的な課題に迅速かつ的確に取り組むため、プロジェクトチームや本部会議を積極的に活用するとともに、柔軟かつ機動的な組織体制の整備に努めます。

実施計画**【知事部局】**

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 県総合計画を推進するための組織体制の見直し ・ 産業振興、雇用促進を図るための体制整備 ・ 地域における医療、福祉を確保するための体制整備 ・ 文化・スポーツの振興のための体制整備等	検討・実施			
2 社会経済情勢の変化等に対応した組織体制の見直し ・ 本庁及び出先機関の組織体制の見直し ・ 市町村への権限移譲に伴う組織のあり方の検討 ・ 行政単位の広域化や事務の共同化の検討	検討・実施			
3 県有財産等の有効活用を図るための組織体制の見直し	検討・実施			
4 総務事務及び会計事務の執行体制の見直し	検討・実施			
5 県立看護大学の地方独立行政法人による運営	準備		実施	

【公営企業】

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 企業局が、健全な経営を維持しながら社会情勢や経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応するための組織体制の見直し	検討・実施			
2 県立病院が、県民に高度で良質な医療を安定的に提供するための組織体制の見直し	検討・実施			

【教育委員会】

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 県教育振興基本計画を推進するための組織体制の見直し	検討・実施			

② 適正な定員管理

実施方針

本県では、これまで事務事業の徹底した見直しや業務のアウトソーシング等を推進するとともに、出先機関を含めた組織の統廃合を進めてきました。

その結果、平成27年度当初の知事部局等の職員数は、平成17年度比423人削減し、3,808人となりました。(下図参照)。

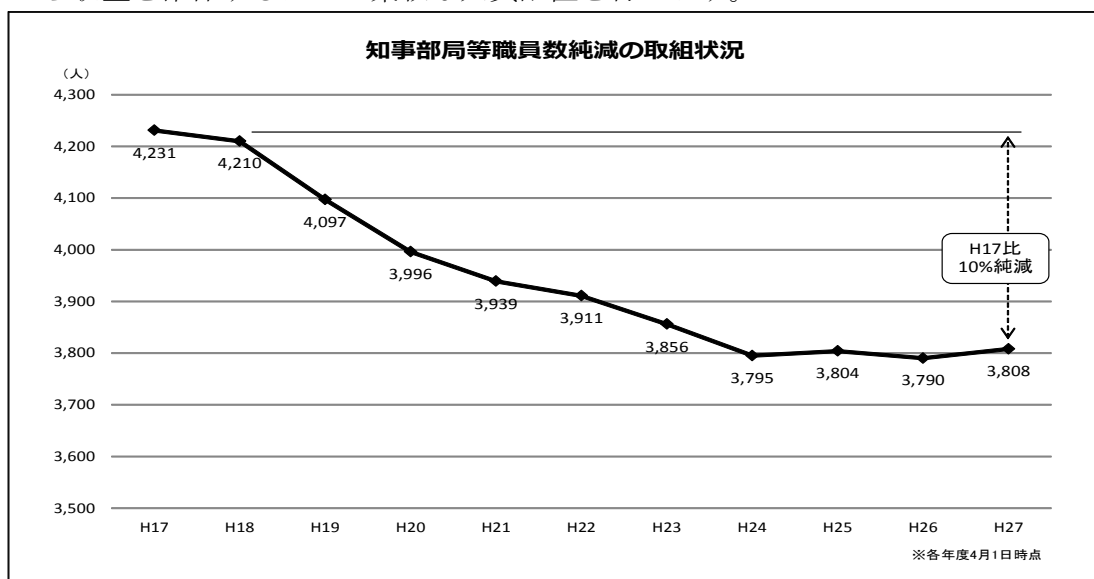
今後も、無駄のない人員体制を構築することはもちろんですが、一方では、社会経済情勢の変化や危機事象への対応、県勢発展に向けた取組等に伴う新たな行政需要に对应していくため、必要な分野に必要な人員を配置していかなければなりません。

また、子育て中の職員が安心して仕事と育児を両立できる環境を整備するため、育児休業を取得する職員の代替要員の確保等も進める必要があります。

こうした状況を踏まえ、知事部局等においては、今後もスクラップ・アンド・ビルドを基本とし、再任用職員数の推移等を勘案しながら、当面は、現在の水準を上回らない程度で適正な定員管理に努めていきます。

また、将来の人口減少など、社会経済情勢の変化を考慮した中長期的な定員管理のあり方について検討します。

なお、公立学校教職員や警察官については、法令で定められた定員基準等に基づいた適正な定員管理を行うとともに、企業局や病院局については、公営企業経営の観点から収益を確保するための柔軟な人員配置を行います。



・ 知事部局等には人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会、宮崎海区漁業調整委員会事務局を含む。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 適正な定員管理の実施	毎年度			
2 職員数の公表	毎年度			
3 人口減少など、社会経済情勢の変化を考慮した中長期的な定員管理のあり方の検討	随時			

数値目標

項目	目標値						
	H25	現況値 (H26)	H27	H28	H29	H30	H31
知事部局等職員数 (人)	3,804	3,790	3,808				約3,800

- ・ 各年度4月1日時点。
- ・ 推進期間中の取組が翌年度の4月1日に反映されることから、最終目標数値は平成31年度としている。
- ・ 知事部局等には人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会、宮崎海区漁業調整委員会事務局を含む。

(参考) これまでの総職員数純減の取組状況

※各年度4月1日現在

	H17 (A)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27 実績(B)	H17比 増減数 (B-A)
知事部局等	4,231	4,210	4,097	3,996	3,939	3,911	3,856	3,795	3,804	3,790	3,808	▲ 423 (▲10.0%)
公営企業	1,570	1,447	1,437	1,412	1,394	1,405	1,422	1,438	1,469	1,499	1,536	▲ 34
企業局	137	120	120	117	115	116	115	115	117	116	115	▲ 22
病院局	1,433	1,327	1,317	1,295	1,279	1,289	1,307	1,323	1,352	1,383	1,421	▲ 12
教育委員会	10,570	10,468	10,310	10,169	10,140	10,073	9,945	9,814	9,691	9,614	9,521	▲ 1,049
公立学校教職員	10,121	10,025	9,869	9,728	9,697	9,649	9,529	9,398	9,278	9,201	9,110	▲ 1,011
事務局	449	443	441	441	443	424	416	416	413	413	411	▲ 38
警察本部	2,281	2,284	2,292	2,285	2,298	2,282	2,296	2,299	2,314	2,320	2,313	32
警察官	1,964	1,969	1,978	1,973	1,988	1,981	1,989	1,992	2,008	2,018	2,009	45
事務職員等	317	315	314	312	310	301	307	307	306	302	304	▲ 13
計	18,652	18,409	18,136	17,862	17,771	17,671	17,519	17,346	17,278	17,223	17,178	▲ 1,474

③ 適正な給与管理

実施方針

職員の給与については、人事委員会勧告の趣旨や国等との均衡を考慮した適正な管理に努めるとともに、人事行政運営における公正性、透明性を高めるため、毎年度、職員の給与等について公表します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 人事委員会勧告及び国等との均衡を考慮した適正な給与管理	毎年度			
2 給与等の公表	毎年度			

④ 事務処理のムダ削減

実施方針

職員一人ひとりが常にコスト意識を念頭に置きながら、必要性が低下した事務処理の廃止等に取り組むとともに、様々な分野において経費節約に努めることにより、事務処理における「ムダ」を徹底的に取り除きます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 事務処理の廃止、簡素・効率化 ・ 必要性が低下した事務処理の廃止 ・ 資料や挨拶文等の作成の見直し ・ 会議等の時間短縮、テレビ会議の活用等	毎年度			→
2 「経費節約の指針」に基づく経費節約の徹底	毎年度			→

⑤ 公営企業の健全経営

[企業局]

実施方針

「宮崎県企業局経営ビジョン」（平成27年3月策定）に基づき、計画的、効率的な事業運営を行い、安定した経営基盤を持続しながら健全経営を維持します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 電気事業 ・ 計画的、効率的な設備投資 ・ 電力の安定供給	毎年度			→
2 工業用水道事業 ・ 計画的、効率的な設備投資 ・ 工業用水の安定供給 ・ 借入金の計画的な償還	毎年度			→
3 地域振興事業 ・ ゴルファーの底辺拡大による利用促進 ・ ゴルフコースの適正な維持管理	毎年度			→

数値目標

項目	目標値					
	H25	H26	H27	H28	H29	H30
電気事業 供給電力量(千kWh)	427,686	579,307	490,000 以上			
工業用水道事業 契約水量(m ³ /日)	124,618	124,618	98,000 以上			
地域振興事業 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設利用者数(人)	32,714	33,982	33,500 以上			

[病院局]**実施方針**

医療を取り巻く環境が急速に変化する中で、高度・急性期医療を担う県立病院として期待されている役割と機能を十分に果たし、県民に高度で良質な医療を安定的に提供するため、「宮崎県病院事業経営計画2015」(平成27年3月策定)に基づき、安定的で強固な経営基盤の確立を目指します。

実施計画

実施計画(取組内容)の概要	工程表(実施予定年度)			
	H27	H28	H29	H30
1 「宮崎県病院事業経営計画2015」の推進 ・ 高度で良質な医療の安定的な提供 ・ 経営改善の更なる推進	毎年度			

数値目標

項目	目標値					
	H25	H26	H27	H28	H29	H30
病院事業全体での 収支均衡(総収支比率) (%)	100.4	—	100.0 以上			

⑥ 公社等改革の推進

実施方針

公社等改革については、これまでの取組により、大幅な県財政支出額の削減など、一定の成果をあげてきましたが、公社等は、公益的な目的を持ち、県の施策の補完的な役割を担っており、その経営状況が県財政に大きな影響を及ぼすことから、引き続き、「新宮崎県公社等改革指針」（平成27年4月改訂）に基づき、指針の対象となる公社等の役割や県の関与のあり方を徹底的に見直すとともに、公社等の経営自立化の促進を図ります。

また、債務超過等のため、特に経営改善が求められる公社については、「特に留意を要する公社」として重点的に改革を促します。

さらに、公社等の経営状況や県との随意契約の締結状況について、インターネット等を活用し、積極的な情報公開に努めるとともに、特に県の出資割合の高い法人等については、「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」に基づき、その経営評価について、県議会に報告します。

なお、指針の対象となっていない県関係団体についても、指針で示した考え方に準じて、必要な指導・助言等を行います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 公社等改革指針に沿った統廃合等の検討	毎年度			→
2 公社等への県関与の見直し (1) 人的関与 (2) 財政支出 (3) 出資金（出えん金）の取扱	毎年度			→
	毎年度			→
	随時			→
3 点検評価制度の運用による公社等改革の着実な推進	毎年度			→
4 公社等の情報公開の推進	随時			→
5 県と公社等の随意契約の締結状況の公開	毎年度			→

数値目標

項目	目標値						
	H25	現況値 (H26)	H27	H28	H29	H30	H31
公社等の数(法人)	42	45					41
公社等への県職員 派遣数(人)	85	87					83
公社等への県財政 支出総額(当初予算額) (億円)	約99	約96					約92

- ・ 各年度4月1日時点
- ・ 県財政支出総額には、県から派遣職員への直接支給人件費(見込額)を含めている。

(2) 危機事象への対応

① 危機管理能力の強化

実施方針

現在、「宮崎県危機管理指針」（平成25年5月改正）において、あらゆる危機事象に迅速かつ的確に対応し、被害を最小限にとどめるための基本的な枠組みを定め、県民の安全・安心の確保に努めています。

今後とも、南海トラフ巨大地震などの自然災害を始め、感染症、家畜伝染病等の発生に適切に対処するため、危機管理推進員を中心とした危機管理研修や関係機関と連携した訓練等を充実・強化し、職員及び組織の危機管理意識・能力の強化を図るとともに、危機事象に係るマニュアルの見直し・充実に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 職員の危機管理意識・能力の向上 ・ 危機管理研修の充実・強化	毎年度			→
2 組織における危機管理能力の強化 ・ 訓練の充実・強化	毎年度			→
3 各課所管の危機事象に係るマニュアルの見直し、充実	随時			→

② 業務継続計画（BCP）に基づく「事前の備え」

実施方針

大規模災害や深刻な感染症等が発生するなどの非常時において、県として必要な業務を継続し、あるいはいち早く再開できるよう「業務継続計画（BCP）」に基づく「事前の備え」に取り組みます。

なお、「事前の備え」に当たり、適切な進行管理を行うとともに、訓練や検証を行いながら必要な見直しを行います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 業務継続計画（BCP）に基づく「事前の備え」の推進	毎年度			→

「業務継続計画（BCP=Business Continuity Plan）」とは、緊急事態発生時において、県として優先的に取り組むべき業務を、できるだけ中断させず、万が一中断した場合でも早急に復旧するため、必要な資源の用意や対応方針などを定めておく計画のことです。

「事前の備え」とは、大規模災害や深刻な感染症が発生した場合、建物や設備、情報インフラは大丈夫なのか、死傷者や来庁者への対応をどうするのかなど、さまざまな課題に対応するために「宮崎県業務継続計画（BCP）」に基づき、平常時から必要な準備を整えておくものです。

③ 防災拠点庁舎の整備

実施方針

現在の県庁舎は、耐震性能の不足や狭隘化・分散化等の状況から、防災拠点としての機能を十分に果たし得ないおそれがあります。

このため、大規模災害発生時に、県民の生命や財産を守る司令塔として、十分な耐震性能を有し、災害応急対策等を円滑に実施できる防災拠点庁舎の早期整備に取り組みます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 防災拠点庁舎整備に係る設計・建設工事の実施	設計		建設	

(3) 公正で開かれた県政運営

① 法令遵守（コンプライアンス）意識の徹底

実施方針

県民の県政への信頼を確実なものにしていくため、全庁的なコンプライアンス推進体制のもと、職員一人ひとりの法令遵守意識の現状や課題を把握しながら、自治学院における研修のほか、各所属のコンプライアンスリーダーによる職場研修や定期的な職場点検を実施していきます。

また、準公金等の取扱いについては、「宮崎県準公金等取扱規程」（平成22年12月制定）に基づき、各職場における定期的な点検等により管理の徹底を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 自治学院研修及び職場研修の実施	毎年度			→
2 定期的な職場点検の実施	毎年度			→
3 準公金等の点検等による管理の徹底	毎年度			→

② 公益通報制度の適正な運用

実施方針

公益通報制度については、職員が利用しやすくするため、弁護士が管理する外部通報窓口を継続するとともに、「宮崎県職員公益通報制度実施要綱」（平成18年4月制定）に基づき、遅滞なく通報に対応するなど、適正な運用を図ります。

また、各職場におけるコンプライアンス研修などを通して、職員に対する制度の周知徹底を行います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 公益通報制度の適正な運用と職員への周知徹底	毎年度			→

③ 不当な働きかけ（口利き等）への対応

実施方針

「職務に関する不当な働きかけについての取扱要領」（平成19年4月制定）に基づき、公正な職務の執行を損なうおそれのある“不当な働きかけ”を対象とする記録、公表制度を引き続き実施し、県行政全般における職務の公正性及び公平性の確保を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけの記録・公表	随時			→

④ 退職者の再就職のあり方についての検討

実施方針

退職者の営利企業等への再就職について、平成28年度から施行予定の地方公務員法改正に伴い、働きかけ規制を受ける退職者の範囲等の検討や制度の周知を図ります。

また、退職時に一定の職位以上の者に係る再就職の状況について公表し、適正な退職管理や透明性の確保を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 地方公務員法改正に伴う退職後の働きかけ規制等の検討	検討	実施・周知		→
2 再就職状況の公表	毎年度			→

⑤ 情報公開制度の適正な運用

実施方針

「宮崎県情報公開条例」に基づく情報公開制度については、職員研修等により制度の円滑かつ適正な運用に努めるとともに、県民にとって利用しやすい制度とするため、口頭による開示決定の通知を実施します。

また、条例において、県は情報提供の推進に努めることと規定されている趣旨を踏まえ、県が公表すべき情報や県民のニーズが高いと思われる情報について、全庁的な公表・提供の基準である「県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」（平成18年4月制定）に基づき、県政情報の公表・提供の推進に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 情報公開制度の適正な運用 ・ 職員研修の実施等	毎年度			→
2 情報公開請求手続きの簡素化 ・ 口頭による開示決定通知の実施	随時			→
3 県政情報の公表・提供の推進 ・ 「県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」の適正な運用	毎年度			→

⑥ 個人情報保護制度の適正な運用**実施方針**

個人情報保護の重要性に鑑み、全ての県の機関において、「宮崎県個人情報保護条例」に基づく個人情報保護制度を運用します。

また、「知事が保有する個人情報の適切な管理に関する指針」（平成20年3月制定）に基づき、保有個人情報の適切な管理に努めるとともに、研修等を通じて職員一人ひとりの意識啓発を図ります。

さらに、マイナンバー制度の導入（46頁参照）やオープンデータの推進（33頁参照）に当たり、職員への説明会等により個人情報の保護の徹底を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 全ての県の機関における条例の運用	毎年度			→
2 職員の意識啓発（各所属に出向いての出前研修等の実施）	毎年度			→
3 マイナンバー制度やオープンデータへの対応	毎年度			→

⑦ 建設工事等における入札・契約制度の適正な運用・改善

実施方針

建設工事等の入札・契約については、職員一人ひとりが「入札・契約綱紀保持マニュアル」（平成20年6月策定）を遵守し、公正性、透明性、競争性の高い制度の適正な運用に努めるとともに、地域における災害対応や公共工事の品質確保の観点等から、適時適切に必要な改善を行います。

また、県が発注する建設工事等の実施状況について、定期的に学識経験者等で構成する「入札・契約監視委員会」に諮り、入札・契約制度の適正な運用の確保を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 建設工事等の入札・契約制度の適正な運用及び必要な改善	検討・実施			→
2 「入札・契約監視委員会」による調査・審議	実施			→

⑧ 新たな行政不服審査制度の適正な運用

実施方針

県民の権利利益の保護の一層の充実を図るとともに、県行政の適正な運営を確保するため、平成28年度から施行予定の新たな行政不服審査制度の導入に向けて、審査請求に対する公平な審理手続を遂行する審理員の指名や外部有識者による第三者機関の設置など、審理体制の整備を行います。

また、制度の適正な運用を図るため、審理業務に携わる職員への研修や、県民等への制度の周知に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 審理体制の整備及び適正な運用	整備	→ 運用		→
2 県民等への制度周知	毎年度			→
3 職員研修の実施	毎年度			→

(4) 適正で成果志向の県政運営

① 効果的・効率的な政策の形成・推進

実施方針

県総合計画に掲げる施策について、政策評価を実施し、毎年度、取組状況を検証するとともに、県民に分かりやすく公表します。

なお、評価に当たっては、県民意識調査の結果を数値目標等に活用し、その達成状況を判断するための参考とします。

また、検証結果については、次年度以降の取組状況の改善や新たな施策・事業の構築に向け、活用を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 政策評価の実施	毎年度			
2 「県民意識調査」の実施	毎年度			

② 公共事業評価の実施

実施方針

本県の社会資本整備は、未だ十分とはいえない状況です。しかし、財政は依然として厳しい状況が続くことが見込まれており、社会資本の整備に当たっては効果的・効率的な整備や透明性の確保、説明責任の向上が求められています。

このため、公共事業の客観的な評価を行う公共事業の事前評価等を引き続き実施します。

- ・事前評価：事業を着手する前に事業の妥当性や優先順位などを評価
- ・再評価：事業着手後、一定期間を経過して継続中の事業を評価
- ・事後評価：事業が完了した後に事業効果などを評価

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 公共事業事前評価の実施	随時			
2 公共事業再評価の実施	随時			
3 公共事業事後評価の実施	随時			

③ 適正な会計事務及び物品管理の確保

実施方針

宮崎県財務規則等に則った公正で適正な会計事務や物品調達・管理事務を確保するため、関係職員の研修の充実や出先機関に対する実地指導検査を実施します。

また、電子調達システムの運用による物品調達の効率的な事務処理に努めるとともに、公正性・透明性を確保します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 関係職員の研修の充実及び出先機関に対する実地指導検査の実施	毎年度			→
2 物品調達における電子調達システムの運用	毎年度			→

④ 監査機能の充実・強化

実施方針

適正で効率的な県の行財政運営の確保に資するため、効果的な監査手法により、公正不偏の立場から監査を実施します。

また、監査機能充実のため、職員の人材育成を図るとともに、工事監査及び財政援助団体等の監査については、専門的知識を有する外部専門家を活用します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 監査委員が実施する工事監査や財政援助団体等監査への外部専門家の活用 ※平成29年度以降は、平成28年度までの実績を踏まえ検討	実施		検討・実施	→

⑤ 法務機能の充実・強化

実施方針

地域の自主性や自立性を高めるための地方分権改革が進められる中、職員には条例制定等の立案を行う能力や、自主的に法令を解釈し、課題解決を図る能力が求められています。

また、行政手続法や行政不服審査法の改正により、行政庁の処分や行政指導に対する新たな救済制度が創設されるなど、県民の権利利益を保護する観点から、これまで以上に法令等に基づいた適切な事務処理を行っていく必要があります。

このため、法務に関する研修の充実や法律相談事例集の作成などにより、職員の能力向上に努めるとともに、課題解決や政策実現のための政策法務の取組を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 法務に関する職員研修の充実及び法律相談事例集の作成	毎年度			→
2 政策法務の推進	毎年度			→

(5) 市町村との連携

① 市町村との連携

実施方針

市町村は、基礎自治体として住民生活に密接に関わる行政サービスを地域の実情に応じて提供する役割を担い、一方、県は、市町村の区域を越えた広域にわたる行政分野の担い手として、あるいは市町村間の連携促進や調整を行う役割、さらには市町村が担えない部分を補完する役割を担うものとされています。

このため、県では、市町村の自主・自立的な行政運営を支援するため、市町村の規模や体制等を勘案しながら、各自治体の自己責任・自助努力を基本としつつ、市町村に対する各種支援をはじめ、双方の交流、連携、協力関係の強化を進めます。

また、県や市町村は、地方自治体として行政ニーズに的確に対応するために、職員の能力開発・人材育成が不可欠です。

このため、相互連携による職員の能力向上を図る取組を進めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 県と市町村とのパートナーシップの強化 ・ 県と市町村との意見交換の実施	毎年度			→
2 市町村の自立支援 ・ 自治体行財政運営の適正化支援 ・ 市町村職員の政策立案能力等の向上支援	毎年度			→
3 市町村との共同による人材育成 ・ 県と市町村との職員相互派遣による人材育成の推進 ・ 市町村との合同研修の実施等による職員の資質向上の推進及び研修充実のための検討・見直し	毎年度			→

② 県から市町村への権限移譲

実施方針

少子高齢化・人口減少社会の到来、経済のグローバル化、地方分権の進展等により、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化していく中、行政サービスの向上を図るためには、県と市町村が「補完性の原則」に基づく適切な役割分担のもと、地域住民に身近な行政については、できる限り地域の実情に通じた市町村で担うことが求められます。

このため、市町村と十分な協議を行い、地域住民の利便性向上や行政の効率化の観点から権限移譲を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 行政サービス・利便性の向上に資する権限移譲の推進	毎年度			→

2 県政運営を支える人材づくりと県有財産等の資産の有効活用

限られた人員・財源の中で、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応し、より質の高い行政サービスの提供を図るため、県が有する人材や財産、情報等の経営資源を改めて見つめ直し、更に磨き上げながら、最大限に活用できる取組を積極的に推進します。

また、意欲のある女性職員や再任用職員等が能力を最大限に発揮しながら、これまで以上に活躍ができる職場環境や、職員が自由に活発に意見交換ができる風通しの良い職場環境づくりを進めます。

(1) 県政を担う人材の育成と意識改革

① 意欲と能力に満ちた人材の育成と活用

実施方針

社会経済情勢が大きく変化する中、限られた組織人員体制の下で、新たな行政需要や多様化する県民ニーズに的確に応え、効率的かつ円滑な県政運営を進めていくためには、優れた資質を有する意欲的な人材を確保・育成し、その能力を最大限に活用していくことが重要です。

このため、人事評価の実施や職員研修の充実、人を育てる人事管理など、多様な手法を用い、職員の育成と能力開発に取り組みます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 人材育成と組織の活性化を図るための人事評価の実施	試行	実施		
2 自己啓発に意欲的な職員の支援策の実施	毎年度			
3 自発的で庁内外横断的な政策研究活動に対する支援	毎年度			
4 「職場研修マニュアル」の活用による効果的な職場研修の実施・充実	毎年度			

5 研修機関と人事管理との連携強化による研修内容の充実・見直し	毎年度				→
6 研修の合同実施など、他県、市町村等と連携した職員の資質向上の推進	毎年度				→
7 意欲や能力、経験を活かし、職員の育成を図るための人事交流や長期派遣研修の実施	毎年度				→
8 行政ニーズに応じた任期付や社会人採用等、多様な人材確保策の実施	随時				→
9 専門性の高い職員の育成につながる複線型人事異動の推進及び経験年数や職員の専門性に応じた多様な人事ローテーションの実施	毎年度				→

② 仕事と家庭の両立の推進

実施方針

職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、業務の効率性を高め、職員自身の能力を最大限発揮させるため、職員が意欲的に業務に取り組む一方で、子育てや介護といった家庭生活や、ボランティア、地域活動など、仕事外の生活を充実させ、多様な生き方を選択・実現できる職場環境を整備します。

特に、子育て世代の職員にとって、仕事と育児を両立しやすい働き方を推進するため、子育て支援策を検討・実施するための推進体制の充実を図り、支援策の具体的実施や、職員への周知、活用推進など、職場環境の整備を進めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	
1 年休取得促進や時間外勤務縮減等による仕事と家庭が両立しやすい職場環境の整備	検討・実施				→
2 きめ細かい子育て支援策の推進体制の充実と、新たな支援策の検討・実施による仕事と子育ての両立支援	検討・実施				→
3 院内保育の充実など医療スタッフが働きやすい環境整備（病院局）	継続				→

数値目標

項目	目標値					
	H25	現況値 (H26)	H27	H28	H29	H30
男性職員の育児休業取得率 (%)	3.8	3.0				13.0

③ 再任用制度の効果的な運用**実施方針**

年金の支給開始年齢の段階的な引き上げなどに伴い、今後さらに再任用職員が増加することが見込まれますが、その知識・経験等を若手職員の育成や公務能率の向上に活用するとともに、再任用職員の技術・能力や組織活力の向上を図っていく必要があります。

また、今後、再任用制度の課題について必要な検討を行いながら、制度の効果的な運用や見直しに努めていきます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 再任用職員の専門的知識や経験を積極的に活用できる環境の整備	随時			
2 雇用と年金の接続に関する動きなどを踏まえた制度・運用の見直しの検討	随時			

④ 風通しの良い職場環境の醸成**実施方針**

職場における様々な課題に柔軟かつ迅速に対応するため、役職や職場の壁を取り払い、所属や職員間で活発かつ自由に意見交換ができる風通しの良い職場環境づくりを進めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 活発かつ自由に意見交換ができる職場環境づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁議等庁内会議の活性化 ・ 部局長メッセージの発信を含めた部局内の意見交換の活性化 ・ 各所属での始業時等のミーティングの実施等 ・ 元気回復推進員による庁内レクリエーション参加への呼びかけ等 	随時			

⑤ 職員の健康管理

実施方針

県政運営を支える職員の心と体の健康増進を図るため、定期健康診断や人間ドックなどの健診に加え、管理監督者や一般職員を対象に、メンタルヘルスに関する研修を実施するとともに、医師、保健師、こころの健康相談専門員等によるメンタルヘルス相談及び心理的な負担の程度を把握するための検査の実施により、職員のメンタルヘルス不調の未然防止に努めます。

また、「こころの病」で休暇や休職中の職員に対しては、職場復帰支援や再発防止などの対策を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 定期健康診断等の実施	毎年度			→
2 研修や「こころの病」の未然防止等の対策の実施	毎年度			→

⑥ 職員提案「提案・かえるのたまご」の実施

実施方針

行財政改革を持続的に推進するためには、前例や先入観、従来の枠組みにとらわれず、新しい発想や手法によって県政の各種課題に率先して挑戦する意欲と姿勢を持つことが重要です。

このため、職員一人ひとりに、改革の担い手として県庁を“かえる（変える）”という意識を醸成するとともに、県政課題の解決や県民サービスの向上等に関する職員のアイデア（たまご）を幅広く引き出すため、職員提案「提案・かえるのたまご」を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 職員提案「提案・かえるのたまご」の実施 ・ 知事プレゼンテーション審査及び知事表彰の実施 ・ 全ての提案を関係各課に送付し、実現可能性を検討	毎年度			→

(2) 女性職員が活躍できる職場環境の整備

① 意欲と能力のある女性職員の育成・登用の推進

実施方針

県政運営を支える基礎となる職員の資質向上を図るには、性別にかかわらず、その能力を最大限発揮できる働きやすい職場環境と、実践的な職員の育成の場が必要です。

このため、意欲を持って仕事に取り組んでいる女性職員においても、男性職員と同様にその能力を最大限発揮できるように能力向上のための支援を行うとともに、登用につながるような職域の拡大や、多様な経験を積むことができるジョブローテーションを実施し、女性の登用に努めます。

また、教育委員会においては、指導的役割を果たす女性教職員がリーダーシップを十分発揮できる環境を整えるための業務の見直し、及び組織的な業務遂行体制の構築に努め、教務主任を中心とした主任層への女性の積極的な登用を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 女性が働きやすい職場環境づくりや意欲のある女性職員の資質向上に向けた支援策の検討・実施	検討・実施			
2 意欲のある女性職員が能力を最大限発揮できる職域の拡大及び登用	毎年度			

数値目標

項目	目標値						
	H25	現況値(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
知事部局職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合(%)	9.6	10.3	→	12.5	→	→	15.0
教職員の教頭以上及び主要なポスト職(※)に占める女性の割合(%)	24.0	23.6	→	25.0	→	→	26.0

※ 主要なポスト職・・・教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事

※ 各年度4月1日時点。

② 安心して育児休業が取得できる環境整備

実施方針

職員に占める女性の割合は増加傾向にありますが、今後とも女性職員が仕事と育児を両立させながら、その能力を最大限発揮できるよう、安心して育児休業が取得できる職場環境づくりに努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 育児休業中の職員が在籍する職場における、担当制の活用や代替職員の配置等による円滑な業務執行体制の確保	随時			→
2 育児休業や勤務時間制限など各種制度の周知	随時			→
3 育児休業取得者の円滑な職場復帰支援の検討・実施	検討・実施			→
4 きめ細かい子育て支援策の推進体制の充実と、新たな支援策の検討・実施による仕事と子育ての両立支援【再掲】	検討・実施			→

(3) 県有財産等の資産の有効活用

① 公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策の推進

実施方針

老朽化が進む公共施設等について、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を図るため、全庁的な方針となる公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定に取り組みます。

このうち、建物については、「県有建物保全計画」（平成22年3月策定）及び「宮崎県県有建物長寿命化指針」（平成24年3月策定）の対象を拡大し、計画的・効果的な保全業務を推進するとともに、ファシリティマネジメントの導入・推進を図ります。

また、土木施設及び農業水利施設については、長寿命化計画の策定及び同計画に基づく計画的・効果的な保全業務の推進に取り組みます。

「ファシリティマネジメント」とは、所有する土地、施設等の資産を最適な状態で保有し、最小のコストで最大の効果が発揮できるよう戦略的に運営していくための総合的な管理手法のことです。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 公共施設等総合管理計画の策定	実施	→		
2 個別施設計画の検討・策定	検討・実施			→
3 建物における計画的・効果的な保全業務の推進及びファシリティマネジメントの導入・推進	検討・実施			→
4 土木施設及び農業水利施設における長寿命化計画の策定及び計画的・効果的な保全業務の推進	検討・実施			→

② 県有財産の売却・貸付け等の推進

実施方針

未利用財産の売却を推進するため、売却物件に関する情報を積極的にPRしながら、入札を継続的に実施するとともに、宅建業者による媒介制度やインターネット公有財産売却システム等の民間のノウハウを活用します。

また、売却が困難な物件や庁舎等の空きスペースの貸付けを推進するとともに、県有施設等へのネーミングライツの導入を検討します。

さらに、平成30年度の完成を目標としている防災拠点庁舎について、利便施設用スペースの貸付けや民間広告の掲出など利活用の検討を行います。

「ネーミングライツ」とは、県有施設等に企業名や商品名などを冠した「愛称」を付ける権利です。ネーミングライツを取得した企業（スポンサー企業）は、県にその対価（ネーミングライツ料）を支払います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 未利用財産の売却	毎年度			→
2 売却が困難な物件や庁舎等の空きスペースの貸付け	毎年度			→
3 県有施設等へのネーミングライツの導入検討	検討			→
4 防災拠点庁舎における利便施設用スペースの貸付け・民間広告の掲出など利活用の検討	検討			→

数値目標

項目	目標値					
	H25	現況値 (H26)	H27	H28	H29	H30
不動産売却収入 (百万円)	605	174	150	150	150	150

③ オープンデータの取組推進

実施方針

新たなビジネスや公共サービスの創出、行政機関の連携強化・業務改革を推進するため、県の保有する様々なデータを、自由な二次利用を認めた機械判読可能な形式で公開する方法や活用方策等について検討します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 有識者委員会での利活用検討	検討 →			
2 データの公開(可能なものから順次)		随時 →		

④ 産業振興に資する知的財産権の取得と活用促進

実施方針

県内産業の潜在力を発揮し、競争力を強化するため、社会ニーズに対応した質の高い新技術や新品種等の研究開発を進めるとともに、技術流出や模倣による利益損失を防止するため、これらの新技術等について知的財産権の取得に取り組みます。

また、これら権利化した知的財産について、技術移転や普及実用化を進め、積極的な活用を促進することにより、県内産業の振興に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 社会ニーズに対応した新技術・新品種等の研究開発	毎年度 →			
2 保護すべき新技術等に係る知的財産権の取得	随時 →			
3 権利化した知的財産の活用促進	毎年度 →			

3 県民ニーズに即した行政サービスの提供

行政サービスに対する県民の満足度を向上させるためには、県民がどのようなものを望んでいるのかを十分に理解し、これに対応し得る良質のサービスを選択し、提供することが必要です。

このため、県民との情報連携による県政情報の効果的な広報や、県民との対話事業の充実により県民ニーズの把握に努めるとともに、県民やNPOなどの地域社会における多様な主体との連携・協働を進めながら、県民満足度の高い行政サービスの提供に努めます。

(1) 県民との情報連携、県民ニーズの的確な把握と県政への反映

① 県民との情報連携による戦略的広報活動の推進

実施方針

スマートフォンの普及をはじめ、インターネットの世界は拡大を続けており、広報活動においてもこのような状況に適切に対応し、県政情報の効果的な発信を図っていくことが必要です。

このため、マスコミへのパブリシティ活動をはじめ、広報誌や新聞、テレビ・ラジオ、ホームページなどの媒体を活用した重要テーマの重点的発信など、従来にも増して分かりやすく適時・的確な広報により一層の周知を図るとともに、これらの県政情報について、フェイスブックやツイッターなどのソーシャルメディアを通じ、県民参加による県内外への拡散を促進するなど、県民との情報連携による効果的な広報に取り組みます。

また、職員においても、情報受発信に係る意識・技能の強化に努め、一人ひとりが広報パーソンとして、戦略的広報活動を推進します。

「パブリシティ」とは、「公表、発表、周知」という意味で、官公庁や企業などが、情報を報道機関に提供し、記事やニュースとして取り上げてもらうための情報提供活動をいいます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 県民との情報連携による戦略的広報活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 重要テーマの重点的発信 分かりやすく適時・的確な広報 ソーシャルメディアを通じた県民参加の広報の促進 職員の情報受発信力の強化 	随時			→

数値目標

項目	目 標 値					
	H25	現況値 (H26)	H27	H28	H29	H30
県政情報の認知度 (%)	95.0	93.9			→	100
広報活動の満足度 (%)	64.0	64.5			→	70.0
県広報ソーシャル メディア閲覧件数 (件)	8,654	11,221			→	20,000

② 県政情報の公表・提供の推進**実施方針**

「宮崎県情報公開条例」において、県は情報提供の推進に努めることと規定されている趣旨を踏まえ、県が公表すべき情報や県民のニーズが高いと思われる情報について、全庁的な公表・提供の基準である「県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」（平成18年4月制定）に基づき、県政情報の公表・提供の推進に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 県政情報の公表・提供の推進 <ul style="list-style-type: none"> 「県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」の適正な運用 【再掲】 	毎年度			→

③ 県民ニーズの的確な把握と県政への反映

実施方針

「対話と協働」による県政運営を推進するためには、良好な双方向コミュニケーションの機会を充実させ、県民の十分な理解・参画を促進するとともに、県民ニーズを的確に把握することが重要です。

このため、知事と県民との対話事業や「県民の声」事業の実施のほか、要望に応じて職員が県政の説明に向く出前講座や、県政の重要施策の実施等に当たって県民の意見を聴くパブリック・コメント、県民意識調査などの取組を通して、県民の意見や要望の把握を図るとともに、施策や計画の実施においては、各部局連携してこれらの意見等を反映するように努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 知事と県民との対話事業の開催	毎年度			
2 出前講座の実施	毎年度			
3 「県民の声」事業の実施	毎年度			
4 パブリック・コメントの実施	毎年度			
5 「県民意識調査」の実施【再掲】	毎年度			

数値目標

項目	目標値					
	H25	現況値 (H26)	H27	H28	H29	H30
知事と県民との対話事業の開催回数 (回)	10	10	10	10	10	10

④ 附属機関等の運営の見直し

実施方針

県民の意見を広く県政に反映させ、会議の公正性・透明性の向上と活性化を図るため、「附属機関等の設置及び運営に関する基準」（平成15年4月制定）に基づき、審議会等における公募委員の比率及び女性委員の比率の向上や、会議の公開（傍聴等）を進めます。

また、役割の減少した審議会等については、廃止・統合も含めた運営改善に取り組みます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 公募委員及び女性委員の比率の向上	随時			→
2 会議公開（傍聴等）の推進	随時			→
3 その他の運営改善	随時			→

数値目標

項目	目標値					
	H25	現況値 (H26)	H27	H28	H29	H30
審議会等における 公募委員の比率 (%)	7.1	6.7			→	10.0
審議会等における 女性委員の比率 (%)	47.3	47.2			→	50.0

(2) 県民等との連携・協働

① 多様な主体との協働

実施方針

多様化・複雑化する行政需要に迅速かつ的確に対応し、より質の高い公共サービスを提供するため、様々な専門知識やノウハウ等を持ったNPOなど、多様な主体と協働していくことが求められています。

このため、「みやざき社会貢献活動促進基本方針」（平成25年3月策定）に基づき、行政とNPOとの協働はもとより、社会貢献活動に取り組む県民、企業、公益法人、協同組合、大学など、多様な主体との協働を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 行政をはじめ県民一人ひとりの更なる意識改革の促進	毎年度			→
2 協働の主要な担い手であるNPOの活動基盤の充実・強化の推進	毎年度			→
3 多様な主体間の相互理解の促進	毎年度			→
4 多様な主体による協働の実践・推進	毎年度			→

数値目標

項目	目標値					
	H25	現況値(H26)	H27	H28	H29	H30
県事業における協働事業数(件)	144	146			→	200

② 県民等の社会貢献活動の促進

実施方針

県及び市町村社会福祉協議会のボランティアセンターを拠点として、ボランティアを担う人材育成、広報、啓発等を行い、県民の様々なボランティア活動を促進します。

また、企業、公益法人、NPO、協同組合等の多様な主体においても、社会貢献活動が促進される環境の整備を進めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 県民のボランティア活動の促進	毎年度			→
2 企業等の社会貢献活動の促進	毎年度			→

数値目標

項 目	目 標 値					
	H 2 5	現況値 (H26)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
ボランティア 登録団体数 (団体)	1,919	1,961				→ 2,040

・各年度6月1日時点

③ 県職員の地域活動への参加促進**実施方針**

職員一人ひとりが、地域社会の一員という立場で、災害ボランティア等の各種ボランティア活動をはじめ、自治会・自治公民館・PTA等の行う様々な地域活動に自主的に参加し、地域貢献を進めることは、地域の実情を実感し、より地域の視点・県民の視点に立った職務の遂行を実現するための有効な取組です。

このため、「『職員力』地域貢献推進指針（平成20年3月策定）」等に基づき地域活動に参加する職員の意欲を高めるための取組の実施やボランティア休暇の周知等に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 職員の自主的な地域活動への参加促進 ・ 職員研修を活用した意識啓発や職員情報誌による活動情報の提供等	毎年度			→

④ アウトソーシングの推進

県が実施するよりも、民間等で行う方がより効果的・効率的であると判断される業務について、積極的にアウトソーシングを推進します。

「アウトソーシング」とは、行政サービスの向上や行政コストの縮減等を図ることを目的に、民間など外部の有する資源を県の行政運営に積極的に活用することです。民営化、市町村への権限移譲、民間委託等幅広く定義する場合があります。

ア 指定管理者制度の活用

実施方針

指定管理者制度を導入している公の施設では、その効果を最大限に高めるため、民間の持つノウハウを十分に引き出すことのできる運用を行うとともに、利用者の視点に立った適正な運営を確保するためのモニタリング（監視・測定・評価）の効果的な運用を行い、県民サービスの一層の向上と利用者数の拡大を図ります。

また、制度を導入していない施設についても、県民サービスの向上や財政負担の軽減効果、施設の目的等の視点から、随時、導入の可否を検討します（法令等の制限があるものを除きます。）。

「公（おおやけ）の施設」とは、地方公共団体が、住民の福祉を増進することを目的として、当該住民の利用に供するために設置した施設のことであります。

「指定管理者制度」とは、地方公共団体が、議会の議決を経た上で期間を定めて指定管理者として指定した団体（民間事業者等）に公の施設の管理を代行させる制度で、143施設（平成27年4月1日現在）で導入されています。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 指定管理者制度導入施設におけるモニタリングの効果的運用	毎年度			
2 県直営の公の施設への制度導入検討	随時			

数値目標

項目	目標値					
	H25	現況値 (H26)	H27	H28	H29	H30
指定管理者制度導入施設における利用者数（人）	2,828,555	2,966,967				3,000,000

イ 「県民提案型アウトソーシング」の検討・実施

実施方針

民間のアイデアやノウハウをより積極的に活用するため、企業やNPO等から県が行っている事業や業務のアウトソーシングに関する提案を募集する「県民提案型アウトソーシング」の取組を検討します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 「県民提案型アウトソーシング」の検討・実施	検討・実施			

ウ PFI手法等の活用

実施方針

PFIは、効果的・効率的な社会資本の整備、質の高い公共サービスの提供、更には民間の事業機会の創出による経済の活性化等の観点から、公共施設等整備の重要な手法です。

このため、PFIの制度面や導入事例に関する情報収集・周知を行うとともに、「宮崎県PFI活用指針」（平成18年3月策定）に基づき、PFI導入に適した施設の範囲及び事業規模など、PFIの適用可能性のある事業について調査検討を行います。

さらに、公共施設等の整備に当たっては、施設の性質を踏まえながら、PFI手法のほか民間活力を活用するリース方式など多様な方策を検討します。

「PFI」とは、Private Finance Initiativeの略で、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことにより、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図るという考え方のことです。

「リース方式による公共施設等の整備」とは、これまで直営方式が前提となっていた庁舎・公共施設等について、民間リース（割賦）による整備を行うものです。例えば、民間が建設した庁舎等を、県が10年間のリース契約で使用し、リース期間終了後は、所有権が県に移転し長期継続使用することで、建設・維持管理コストの低減や事務処理の簡素化を図るといった考え方です。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 PFI制度や導入事例等に関する情報収集	随時			
2 PFI研修会の開催 (県職員や市町村職員等を対象)	随時			
3 公共施設等整備における民間活力の活用の検討	随時			

⑤ 条例等に基づく規制緩和の推進

実施方針

県民の利便性向上や事業活動の活性化を図るため、県民や企業等に対する県条例等に基づく各種の規制について、毎年度、点検、見直しを行い、規制の廃止や緩和、許可期間の延長などを進めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 県条例等に基づく規制の点検・見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可、届出の廃止 ・ 許可基準の緩和 ・ 許可期間の延長 ・ 申請受付期間の延長 等 	毎年度			→

⑥ 構造改革特区、地域再生計画の認定促進

実施方針

活力のある地域づくりや地域経済の活性化を図るためには、市町村、民間企業、県民などからの提案を受け、国の規制も含めた各種規制の緩和を推進する必要があります。

このため、構造改革特区や地域再生計画の提案について、県内各地域に配置した「特区・地域再生コーディネータ」による調整を行うとともに、規制の特例や地域再生について提案を受け付ける相談会等を実施します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 「特区・地域再生コーディネータ」による調整	毎年度			→
2 規制の特例や地域再生に係る相談会・検討会の開催	毎年度			→

(3) 県民サービス・利便性の向上

① 相談窓口・県民利用施設の利便性向上

実施方針

各種相談窓口や県民が利用する施設の利便性の向上を図るため、指定管理者に管理を代行させる公の施設を含め、利用日・利用時間の拡大や利用手続の簡素化等を進めるとともに、施設については、利用者の満足度の把握に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 相談窓口・県民利用施設の利便性の向上 ・ 利用日、利用時間の拡大、利用手続の簡素化等の検討、実施 ・ 施設の利用者満足度の把握	随時			→

② 行政手続等における利便性向上

実施方針

行政の意思決定の迅速化による県民サービスの向上と申請等に係る県民負担の軽減を図るため、処理日数の短縮化や申請・届出書類の削減、申請書等への押印廃止、あるいは行政情報システムの共同化や連携など行政手続の簡素効率化を図ります。

また、「宮崎県情報公開条例」に基づく情報公開制度については、職員研修等により制度の円滑かつ適正な運用に努めるとともに、県民にとって利用しやすい制度とするため、口頭による開示決定の通知を実施します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 行政手続の簡素効率化 ・ 処理日数の短縮化 ・ 申請、届出書類の削減等 ・ 行政情報システムの共同化や連携等	毎年度			→
2 情報公開請求手続きの簡素化 ・ 口頭による開示決定通知の実施	随時			→

③ 納税者の利便性の向上と効率的な税務事務処理

実施方針

県税の納税方法については、金融機関等の窓口納付、口座振替に加え、自動車税は、コンビニ納付及びクレジットカード納付ができるよう納税環境を整備しています。

今後、さらに納税者の利便性の向上と税務事務処理の簡素化・効率化の推進を図るため、コンビニ納付の税目拡大や電子納税の導入など新たな納税方法の仕組みをつくります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 コンビニ納付の税目拡大 ・ 個人事業税及び不動産取得税等について コンビニ納付ができるシステムの構築	検討			実施
2 電子納税の導入 ・ マルチペイメントネットワーク（MPN） を活用したインターネットで納税できる仕 組み（ペイジー収納）の構築	検討			

「マルチペイメントネットワーク（MPN）」とは、公共料金や使用料などの決済に関わるデータを電子的に送受信するために整備された企業や官公署等と金融機関等を結ぶ共同のネットワークのことです。

「ペイジー（Pay-easy）」とは、MPNを活用し、金融機関が共通の仕組みで提供する電子決済サービスのことで、利用者はATM・パソコン・モバイル端末を使用してペイジー納付することができます。ただし、利用する金融機関がMPNに対応している必要があります。

数値目標

項目	目標値					
	H25	現況値 (H26)	H27	H28	H29	H30
個人事業税及び不動産取得税等のコンビニ納付利用率（%）	未実施					15.0

④ 県から市町村への権限移譲 (再掲)

実施方針

少子高齢化・人口減少社会の到来、経済のグローバル化、地方分権の進展等により、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化していく中、行政サービスの向上を図るためには、県と市町村が「補完性の原則」に基づく適切な役割分担のもと、地域住民に身近な行政については、できる限り地域の実情に通じた市町村で担うことが求められます。

このため、市町村と十分な協議を行い、地域住民の利便性向上や行政の効率化の観点から権限移譲を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 行政サービス・利便性の向上に資する権限移譲の推進	毎年度			→

⑤ 県庁内における権限委譲

実施方針

県民の利便性の向上や事務処理手続の迅速化を図るため、出先機関の長が処理することが適当かつ効率的と考えられる権限の委譲や、裁量の余地の少ない権限の下部機関（下位の職位又は出先機関の長）への委譲を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 出先機関の長への事務委任	毎年度			→
2 決裁権限の下位職への委譲	毎年度			→

⑥ ひとり一改善「県民サービス向上運動」の推進

実施方針

職員一人ひとりが、仕事の質を向上させる工夫や改善等を行うことにより、県民サービスや利便性の向上を図る「ひとり一改善『県民サービス向上運動』」を実施します。

職員及び担当グループごとに、事務処理の迅速化やきめ細かな情報提供など、県民サービスや利便性の向上を図るための具体的な取組目標を設定し、実践するとともに、

高い効果のあった取組や他の職員の実施が可能な取組については、全庁的な波及を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 ひとり一改善「県民サービス向上運動」の実施 ・ 取組目標の設定 ・ 取組事例を紹介するレポートの発行	毎年度			→

⑦ ICTを活用した業務改革の推進

実施方針

行政情報システムの共同利用や業務連携等を推進するとともに、グループウェア等を活用した業務改革を推進します。

「ICT」とは、Information and Communications Technology（情報通信技術）の略で、情報や通信に関連する技術一般の総称です。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 行政情報システムの共同利用や業務連携の推進	随時			→
2 グループウェア等を活用した業務改革	随時			→

⑧ マイナンバー制度への対応

実施方針

マイナンバー制度は、行政の効率化や添付書類の削減等による県民の利便性の向上、税情報のより正確な把握による公平・公正な社会の実現などの基盤となることが期待されています。

このため、県民にとって利便性の高いシステムを構築し、制度の県民への周知を図るとともに、法定の事務以外の事務での活用について検討します。

「マイナンバー」とは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 マイナンバー制度の導入	導入	実施		
2 マイナンバー制度の周知	随時			
3 法定の事務以外の事務での活用検討	随時			

⑨ 県民目線に立った行財政改革の推進**実施方針**

県では、毎年度、行財政改革の取組状況を県議会に報告するとともに、県ホームページや県広報誌等で県民に公表しています。

今後も、県民への情報提供を一層進めるとともに、県有施設利用者の満足度を高める改善を進めていきます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 県民目線に立った行財政改革の推進 ・ 分かりやすく積極的な情報提供 ・ 県民認知度等を踏まえた改善	毎年度			

数値目標

項目	目 標 値					
	H25	現況値 (H26)	H27	H28	H29	H30
県の行財政改革についての認知度 (%)	34.5	32.5				100
県の行政機関における対応についての満足度 (%)	80.6	80.1				90

4 持続可能な財政基盤の確立 ～第四期財政改革推進計画に基づく財政改革の取組～

(1) 計画の内容

① 基本的な考え方

本県においては、平成16年度から三期にわたり財政改革に取り組んできたところであり、収支不足額の圧縮や臨時財政対策債等を除く県債残高の抑制など一定の成果を挙げているものの、今後、社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策等に多額の財政負担が見込まれることもあり、引き続き厳しい財政状況が続くものと考えられます。

財政改革を継続しなかった場合、中期財政見通し（3頁参照）のとおり、多額の収支不足額の発生により財政関係2基金が枯渇し、予算編成が困難になることから、引き続き財政改革に取り組む必要があります。

具体的には、多額の収支不足額の圧縮を図り、持続的に健全性が確保される財政構造へと転換していくため、引き続き歳入・歳出両面からの取組を一体的に実施するとともに、臨時財政対策債等を除く県債残高の抑制等にも取り組むこととしています。

また、改革を進めるに当たっては、全ての事務事業について、その必要性はもちろんのこと、県の役割を検証の上で徹底した見直しを行うとともに、あわせて国に対して、地方税財源の充実・確保を強く働きかけていきます。

さらに、予算編成過程の透明性の確保や財政マネジメントの強化を図り、県民の皆様の県財政に対する理解が深まるよう努めていくこととしています。

② 計画期間

平成27年度から平成30年度までの4年間で「第四期財政改革推進期間」とします。

なお、地方財政制度の大幅な変更等が生じた場合、必要に応じて本計画を見直すこととします。

③ 見直し目標額

中期財政見通しでは、一般財源の伸びが見込めない中、今後、社会保障関係費や、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策等の増加により、平成30年度までの4年間において、1,028億円（一般財源ベース）の収支不足額が生じ、平成29年度には財政関係2基金が枯渇し予算編成が困難となることを見込まれます。

平成30年度当初予算編成後も財政関係2基金を維持し、持続性のある財政運営を行うためには、今後4年間に694億円（県費（一般財源+県債）ベース）の見直しを行う必要があります。

なお、見直し目標額の設定に当たっては、県債残高の縮減を目指す観点から、一般財源に県債を加えた県費ベースとします。

(単位：億円)

年 度	平 2 7	平 2 8	平 2 9	平 3 0	計
当初予算ベースの収支不足額 (一般財源ベース)	2 3 7	2 1 7	2 7 3	3 0 1	1, 0 2 8
見直し目標額 (県費ベース：一般財源+県債)	1 5 5	1 6 9	1 7 9	1 9 0	6 9 4

※ 端数処理の関係から、合計額は一致しない。

④ 具体的な取組

以下に掲げる見直し目標額は、あくまでも目標であって、地方交付税の大幅な減少や大規模な災害等の発生に伴う歳出増等により、収支不足が拡大した場合には、さらなる見直しを行うこととします。

ア 効果的・効率的な歳出の実現

歳入に見合った歳出規模・構造とする必要があることから、義務的経費を含む全ての歳出の徹底した見直しを行います。

i 義務的経費 <見直し目標額 41億円>

※見直し額は一般財源+県債(以下同じ)

○ 人件費

本県の厳しい財政状況や社会情勢の変化等を踏まえ、総人件費の伸びを抑制します。

- ・ 引き続き適正な定員管理及び給与管理を行います。

○ 扶助費

社会保障制度の一環である生活保護費、児童保護・措置費及び児童扶養手当給付費など国の基準付けがあるものがほとんどですが、限られた財源のもと将来にわたって安定的に継続していくために、社会情勢の変化や社会保障制度改革の動向も踏まえ、適正なあり方について検討を行います。

○ 公債費

- ・ 臨時財政対策債等を除く県債の新規発行額を可能な限り抑制することにより、県債残高の圧縮を図り、将来世代への負担を軽減します。
- ・ 当面の金利負担を軽減し、金利情勢の変化に柔軟に対応するため、発行方式や償還年限等の多様化を進めます。

ii 投資的経費 <見直し目標額 98億円>

公共事業については、地域経済への影響を勘案しつつ、緊急性や費用対効果、公共施設のファシリティマネジメント等を踏まえ、重点化を図ります。

- * 公共事業(公共施設の維持管理経費、直轄高速自動車国道事業負担金及び

災害復旧事業を除く。) . . . 毎年度対前年度比5%※削減

※国の予算編成の状況等により、数値を変更する可能性がある。

- * 公共施設の維持管理経費 . . . 所要額
- * 直轄高速自動車国道事業負担金 . . . 所要額
- * 災害復旧事業 . . . 所要額

歳出予算における公共事業の状況

	平27予算(骨格+肉付)	構成比
公共事業	約 891億円	100.0%
補助公共事業	約 490億円	55.0%
県単公共事業	約 112億円	12.5%
直轄事業負担金	約 136億円	15.3%
災害復旧事業	約 153億円	17.2%

- ・ いわゆる箱物整備については、原則、新規着工を凍結するとともに、増改築についても、県民にとって必要性が特に高く、緊急性のあるものに限り実施することとします。
- ・ 公共施設等総合管理計画を平成28年度までに策定し、公共施設全体の最適化や長寿命化によるライフサイクルコストの最小化等を図ります。
- ・ 入札・契約制度の適正な運用に努めるとともに、社会経済情勢の変化等に応じて適時・適切に必要な見直しを行います。

iii 一般行政経費

＜見直し目標額 220億円＞

※スクラップ・アンド・ビルドによる他事業への振替も含む。

補助金をはじめ全ての事務事業について、ゼロベースで徹底した見直しを行い、既に事業目的を概ね達成しているものや、事業効果、必要性、緊急性が低下しているもの等については、原則廃止とします。

また、見直しによって得られた財源を、今後も増加する社会保障関係費や県政運営上の重要施策へ振り向けるなど、引き続き施策と財源の「選択と集中」を進めていきます。

○ 補助費等

補助金については、市町村・団体等との役割分担やその自立促進の観点から、次のような視点で見直しを行います。

【補助金見直しの主な視点】

- 1) 上乗せ補助金の原則廃止
- 2) 多額の一般財源を要する補助金の見直し
- 3) 少額の補助金、長期間支出を継続している補助金の見直し
- 4) 部局等間で同種・類似の事業を行っているもの見直し

- 5) 各種団体に対する運営費・事業費補助金の見直し
- 6) 市町村との役割分担や市町村の財政力を考慮した市町村補助金への見直し

- ・ 県出資の公社等については、「新宮崎県公社等改革指針」（平成27年4月改訂）に基づき公社等の数及び常勤役職員への県職員の派遣人数を削減することなどにより、県の財政支出総額を4億円程度削減します。
- ・ 社会保障関係費については、国の基準付けがあるものがほとんどですが、自然増を放置することなく、県民の健康づくりに主眼を置いた取組等を推進することにより、総額の抑制を図ります。

○ 物件費・維持補修費

- ・ 極めて厳しい財政状況を職員一人ひとりが認識し、旅費や需用費、役務費等の経費について、必要最小限となるよう節減に努めます。
- ・ 電子システム関係経費については、新規に導入するシステム等について、費用対効果を分析し、既に導入した電子システム等との連携を確保した上で、必要不可欠なもののみ最小限の範囲内で導入を図ります。また、既に導入したシステム等についても、サーバ統合等によるコスト縮減に向けた取組を進めます。

○ その他

県や市町村、民間等との適切な役割分担のもと、県が実施するよりも民間等で行う方がより効果的・効率的であると判断される業務について、民営化や民間委託、NPO等との協働等を推進します。

また、公の施設のうち県直営の施設については、指定管理者制度の導入可否を検討するとともに、公の施設のあり方について、その必要性や県の役割等を踏まえ、市町村、民間への譲渡や廃止等も含めた見直しを行います。

iv 特別会計・公営企業会計への繰出金 <見直し目標額 11億円>

特別会計・公営企業会計への繰出金の圧縮を図ります。特に、県立病院事業会計においては、新たな経営計画に基づき、効率的な病院運営を図るとともに収益確保を図るなど、より一層の経営改善を図り、一般会計からの繰出金の抑制に取り組みます。

v 執行段階での経費節約等 <見直し目標額 320億円>

「経費節約の指針」に基づき、旅費や需用費、使用料、賃借料、役務費など各経費における執行段階での経費節約を徹底するとともに、年度中の歳入増に取り組むこと等により、毎年度80億円程度の財源捻出を図ります。

イ 歳入確保の強化

＜見直し目標額 4億円＞

本県の脆弱な財政基盤を改善していくため、県税収入の確保はもとより、財産収入、広告収入等新たな財源確保に努めるとともに、本県の最大の財源である地方交付税について所要額の確保に努める必要があります。

i 自主財源

○ 県税

- ・ 県税については、課税・徴収の両面から、税収確保の取組をより一層推進することにより、収入確保を図ります。特に、個人住民税については、各県税・総務事務所と市町村との連携をより密にし、徴収対策に取り組むとともに、県民の皆様に対し、税制等について正しく理解してもらうための広報に努めます。

また、産業振興策の積極的な取組による税源の涵養を通じて、中・長期的な県税収入の増を図ります。

- ・ 特別徴収制度の適切な実施に向けて、市町村とも連携を図り、個人住民税の収入確保に努めます。
- ・ コンビニ納付の税目拡大や電子納税の導入など新たな納税方法を検討します。
- ・ 超過課税である森林環境税や法定外目的税である産業廃棄物税については、税の仕組みや用途について広く県民に周知を図り、適切な課税・徴収に努めます。

○ 使用料・手数料

- ・ 使用料・手数料については、経済情勢や関係事務事業の所要額等を踏まえ、受益者負担の適正化の観点から定期的に見直しを行うとともに、減免のあり方については、公平性等の観点から検討を行います。

○ 財産収入

未利用財産のうち、今後とも利用見込みのないものについては売払いを行うとともに、売却が困難なもの等は貸付等を行います。

あわせて、行政財産の有効活用の観点から、公募方式による自動販売機の設置等を行い、歳入の確保を図ります。

○ その他

- ・ 税財源の充実・確保を図るため、国に対して、税源の偏在性の是正など、地方の財源が安定的に確保される制度の構築を求めていきます。

- ・ これまで活用していない広告媒体の活用等により広告収入をさらに確保するとともに、ネーミングライツ（命名権）収入の積極的な確保を図ります。
- ・ ふるさと宮崎応援寄附金（ふるさと納税）について、本県のPR効果も勘案し、積極的な確保を図ります。
- ・ 基金について、設置目的に沿った適切な取崩しや運用益の確保等に努めます。

ii 依存財源

○ 地方交付税

本県歳入の約3割を占める地方交付税について、必要な額が確保されるよう、国に対し機会あるごとに強く求めていきます。

○ 県債

引き続き、必要最小限の範囲で退職手当債や行政改革推進債の活用を図るとともに、退職手当債制度の延長について、国に働きかけていくこととします。また、金利負担軽減の観点から、調達手段の多様化に向けた検討を進めます。

○ 国庫支出金

少ない一般財源で効果的に事業を実施するため、国庫支出金の積極的な活用を図ります。

また、国庫補助制度について、財政力や社会資本整備の状況に配慮したものとなるよう、国に強く求めていきます。

ウ その他

i 「事務事業の見直し」の徹底・強化

財政改革を進めるに当たって最優先に実施するべき「事務事業の見直し」を徹底するため、事業の必要性や緊急性等のもとより、組織や制度設計のあり方に踏み込んだ検討を行います。

ii ゼロ予算施策の積極的な推進

新たな予算措置を伴わず県民サービスの向上を図る「ゼロ予算施策」の積極的な推進を図ります。

iii 財政の透明性の向上とマネジメント強化

県民の皆様にわかりやすい県政を推進する観点から、予算編成過程や財政状況を適時適切に公表するとともに、固定資産台帳の整備をはじめ新たな会計制度のあり方について検討を行い、財政マネジメントの強化を図ります。

⑤ 計画推進のための取組

毎年度、第四期財政改革推進計画の進行管理を行い、行財政改革推進本部や行財政改革懇談会等において、計画に沿った見直しがなされているか報告します。

⑥ 見直し目標額の内訳（再掲）

(単位：億円)

(一般財源ベース)

収支不足額	平27	平28	平29	平30	計
	237	217	273	301	1,028

見直し目標額

(県費（一般財源＋県債ベース）、単位：億円)

区分	平27	平28	平29	平30	計
人件費の抑制	7	10	11	13	41
投資的経費の重点化	10	20	29	38	98
事務事業の見直し	55	55	55	55	220
繰出金	2	3	3	3	11
執行段階での経費節約等	80	80	80	80	320
歳入確保対策	1	1	1	1	4
計	155	169	179	190	694

※ 端数処理の関係から、合計額は一致しない。

※ 「事務事業の見直し」は、スクラップ・アンド・ビルドによる他の事業への振替を含む。

⑦ 見直しを行った場合の財政関係2基金残高見込額等

(単位：億円)

財政関係2基金残高見込み (2月補正後の残高見込み)	平26	平27	平28	平29	平30
	463	412	387	309	206

※ 財政調整積立金及び県債管理基金（財源調整部分）の残高。

※ 当該年度の2月補正による積立て等を含む。

(単位：億円)

県債残高の見込み (年度末における残高見込み)	平26	平27	平28	平29	平30
※中段は口蹄疫対策転貸債等を除いた残高見込み	10,268	8,933	8,826	8,755	8,759
※中段は口蹄疫対策転貸債等を除いた残高見込み	9,068	8,933	8,826	8,755	8,759
※下段は中段から臨時財政対策債を除いた残高見込み	5,359	5,148	4,931	4,775	4,669

※ 「県債残高の見込み」は、公共事業について前述「④具体的な取組アのii」による重点化を行った場合の試算値であり、災害復旧や箱物建設の状況等により変動する。また、臨時財政対策債の発行額は、平成25～27年度の平均値として試算している。

(2) 歳入確保、歳出見直しに関する具体的な取組例

① 行政情報システムの全体最適化によるコスト削減

実施方針

県民への行政サービスレベルや事務の効率化を維持しつつ、更なるコスト削減を図るため、個別システムの調達最適化（部分最適化）に加え、各種システムの共同利用や統廃合による最適化（全体最適化）を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 サーバ統合基盤への移行 （仮想化技術によるサーバ基盤の統合）	毎年度			

数値目標

項目	目標値					
	H25	現況値 (H26)	H27	H28	H29	H30
サーバ統合基盤への移行システム数 (件)	—	23	23	15	8	6
サーバ統合基盤への移行サーバ台数 (台)	—	51	117	60	34	14

② 公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策の推進（再掲）

実施方針

老朽化が進む公共施設等について、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を図るため、全庁的な方針となる公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定に取り組みます。

このうち、建物については、「県有建物保全計画」（平成22年3月策定）及び「宮崎県県有建物長寿命化指針」（平成24年3月策定）の対象を拡大し、計画的・効果的な保全業務を推進するとともに、ファシリティマネジメントの導入・推進を図ります。

また、土木施設及び農業水利施設については、長寿命化計画の策定及び同計画に基づく計画的・効果的な保全業務の推進に取り組みます。

「ファシリティマネジメント」とは、所有する土地、施設等の資産を最適な状態で保有し、最小のコストで最大の効果が発揮できるよう戦略的に運営していくための総合的な管理手法のことです。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 公共施設等総合管理計画の策定	実施	→		
2 個別施設計画の検討・策定	検討・実施			→
3 建物における計画的・効果的な保全業務の推進及びファシリティマネジメントの導入・推進	検討・実施			→
4 土木施設及び農業水利施設における長寿命化計画の策定及び計画的・効果的な保全業務の推進	検討・実施			→

③ 省エネ・省資源の徹底**実施方針**

県庁は、地方公共団体として、また大規模な消費者・事業者としての立場から、事務事業における環境負荷の低減に率先して努めることが求められています。

このため、全職員を対象とした研修等を実施し、電気、燃料の削減など省エネ・省資源活動に積極的に取り組みます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 省エネ・省資源の徹底	毎年度			→

④ 県有財産の売却・貸付け等の推進（再掲）

実施方針

未利用財産の売却を推進するため、売却物件に関する情報を積極的にPRしながら、入札を継続的に実施するとともに、宅建業者による媒介制度やインターネット公有財産売却システム等の民間のノウハウを活用します。

また、売却が困難な物件や庁舎等の空きスペースの貸付けを推進するとともに、県有施設等へのネーミングライツの導入を検討します。

さらに、平成30年度の完成を目標としている防災拠点庁舎について、利便施設用スペースの貸付けや民間広告の掲出など利活用の検討を行います。

「ネーミングライツ」とは、県有施設等に企業名や商品名などを冠した「愛称」を付ける権利です。ネーミングライツを取得した企業（スポンサー企業）は、県にその対価（ネーミングライツ料）を支払います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 未利用財産の売却	毎年度			→
2 売却が困難な物件や庁舎等の空きスペースの貸付け	毎年度			→
3 県有施設等へのネーミングライツの導入検討	検討			→
4 防災拠点庁舎における利便施設用スペースの貸付け・民間広告の掲出など利活用の検討	検討			→

数値目標

項目	目標値					
	H25	現況値 (H26)	H27	H28	H29	H30
不動産売却収入 (百万円)	605	174	150	150	150	150

⑤ 個人県民税の歳入確保

実施方針

貴重な自主財源である県税収入の確保は喫緊の課題となっており、中でも個人県民税は、県税収入の約33%を占める一方、収入未済額の約85%を占めるなど、その対策に積極的に取り組む必要があります。

個人県民税の賦課徴収は市町村が実施することとなっていることから、市町村と連携を図り、併任人事交流の実施など今後とも協力した取組を行います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 併任人事交流の実施	毎年度			→
2 地方税法第48条に基づく直接徴収の推進	毎年度			→
3 特別徴収の推進	毎年度			→

⑥ 自動車税納期内納付率の向上

実施方針

自動車税は最も身近な県税であり、近年はコンビニエンスストアやクレジットカードなどの納付方法の浸透により納期内納付率は毎年上昇していますが、県民一人ひとりの納税意識を高め、納期内納付をより一層推進していくことが求められています。

このため、各種媒体を有効に活用した広報を行うとともに、各県税・総務事務所や各市町村、さらには関連する民間企業とも連携し、県内において広域かつ長期的に啓発活動を行うことで、県民の自主納税意識の醸成を図り、納期内納付率の更なる向上に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 各種媒体を活用した広報活動の強化（テレビ、ラジオ、SNS等）	毎年度			→
2 各県税・総務事務所、各市町村と連携した県内一斉啓発キャンペーンの実施	検討・実施			→
3 自動車関連企業（ディーラー、中古車販売業、自動車学校等）と連携・協力した年間を通じた啓発活動	検討	実施		→

数値目標

項目	目 標 値					
	H 2 5	現況値 (H26)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
自動車税納期内納 付率 (%) (件数ベース)	72.7	73.7				76.0

参 考 资 料

「みやざき行財政改革プラン（第二期）」の数値目標一覧

数値目標の名称		現況値	目標	頁
		H 2 6	H 3 0	
1	知事部局等職員数	□H27.4.1 3,808人	□H31.4.1 約3,800人	9
2	供給電力量（電気事業）	579,307千kWh	490,000千kWh以上	11
3	契約水量（工業用水道事業）	124,618m ³ /日	98,000m ³ /日以上	
4	一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設利用者数 （地域振興事業）	33,982人	33,500人以上	
5	病院事業全体での収支均衡（総収支比率）	□H25 100.4%	100.0%以上	13
6	公社等の数	□H26.4.1 45法人	□H31.4.1 41法人	
7	公社等への県職員派遣数	□H26.4.1 87人	□H31.4.1 83人	
8	公社等への県財政支出総額（当初予算額）	□H26.4.1 約96億円	□H31.4.1 約92億円	
9	男性職員の育児休業取得率	3.0%	13.0%	27
10	知事部局職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合	□H26.4.1 10.3%	□H31.4.1 15.0%	29
11	教職員の教頭以上及び主要なポスト職に占める女性の割合	□H26.4.1 23.6%	□H31.4.1 26.0%	
12	不動産売払収入	174百万円	150百万円	32 57
13	県政情報の認知度	93.9%	100.0%	35
14	広報活動の満足度	64.5%	70.0%	
15	県広報ソーシャルメディア閲覧件数	11,221件	20,000件	
16	知事と県民との対話事業の開催回数	10回	10回	36
17	審議会等における公募委員の比率	6.7%	10.0%	37
18	審議会等における女性委員の比率	47.2%	50.0%	
19	県事業における協働事業数	146件	200件	38
20	ボランティア登録団体数	□H26.6.1 1,961団体	□H30.6.1 2,040団体	39
21	指定管理者制度導入施設における利用者数	2,966,967人	3,000,000人	40
22	個人事業税及び不動産取得税等のコンビ二納付利用率	□未実施 -	15.0%	44
23	県の行財政改革についての認知度	32.5%	100.0%	47
24	県の行政機関における対応についての満足度	80.1%	90.0%	
25	サーバ統合基盤への移行システム数	□H26年度から実施 23件	□H27～H30の合計 52件	55
26	サーバ統合基盤への移行サーバ台数	□H26年度から実施 51台	□H27～H30の合計 225台	
27	自動車税納期内納付率(件数ベース)	73.7%	76.0%	59

数値目標の解説

ページ	数値目標の項目名	
	目標項目の説明	
	目標値の考え方	
9	○知事部局等職員数	<p>各年度の4月1日時点における知事部局等（知事部局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会、宮崎海区漁業調整委員会事務局）の職員数。</p> <p>平成31年4月1日現在において、平成27年4月1日と同水準の3,800人程度を上回らない程度で定員管理を行う。</p>
11	○供給電力量（電気事業）	<p>k Wは電力を表す単位であり、機器の能力を示す（仕事率）。1 k Wの装置が1時間に発生するエネルギーを1 k W h（キロワット時）と表示し、電力量を表す単位として使用する。</p> <p>降水量等の自然条件に大きく左右されるところではあるが、安定的な電力の供給に努めるものとし、年間490,000千k W h以上を目標とする。</p>
11	○契約水量（工業用水道事業）	<p>工業用水の利用者が公営企業管理者と契約（覚書）を結んだ水量。</p> <p>企業の進出・撤退など景気状況に左右されるところであるが、契約水量の維持確保に努めるものとし、1日当たり98,000m³以上を目標とする。</p>
11	○一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設利用者数（地域振興事業）	<p>地域振興事業で運営している一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の年間利用者数。</p> <p>利用者数の維持確保に努めることとし、毎年度利用者数33,500人以上を目標とする。</p>
11	○病院事業全体での収支均衡（総収支比率）	<p>病院事業の総収益を総費用で割った数値。</p> <p>県立3病院を合わせた病院事業全体での収支均衡（総収支比率100%以上）を維持することを目標とする。</p>
13	○公社等の数	<p>「新宮崎県公社等改革指針」（平成27年4月改訂）において、改革の対象としている公社等の数。</p> <p>平成26年4月1日時点の公社等の数を基準として、平成31年4月1日時点において4法人の削減を目標とする。</p>

ページ	数値目標の項目名	
	目標項目の説明	
	目標値の考え方	
1 3	○公社等への県職員派遣数 公社等改革指針において改革の対象としている公社等の常勤役員、職員への県職員派遣数。 平成26年4月1日時点の公社等への県職員派遣数を基準として、平成31年4月1日時点において4人の削減を目標とする。	
1 3	○公社等への県財政支出総額 公社等改革指針において改革の対象としている公社等への県財政支出総額（当初予算額）。 ※県財政支出総額には、県から派遣職員への直接支給人件費（見込額）を含めている。 平成26年度の公社等への県財政支出総額を基準として、平成31年度において約4億円の削減を目標とする。	
2 7	○男性職員の育児休業取得率 新たに育児休業取得可能となった男性職員のうち育児休業を新規取得した男性職員の割合。 平成30年度において13.0%とすることを目標とする。	
2 9	○知事部局職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合 知事部局職員の副主幹ポスト職以上の職員数に占める女性職員の割合。 平成31年4月1日現在において、15.0%を目標とする。	
2 9	○教職員の教頭以上及び主要なポスト職に占める女性の割合 教頭以上及び主要なポスト職（※）の職員数に占める女性の割合。 ※主要なポスト職・・・教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事 平成31年4月1日現在において、26.0%を目標とする。	
3 2 5 7	○不動産売払収入 未利用財産（不動産）の売払収入。 毎年度150百万円程度を目標として、処分予定価格の大きいものを計画的に処分する。	
3 5	○県政情報の認知度 県が発信している県政情報の県民の認知度（県民意識調査の結果）。 平成26年度の調査結果が93.9%であることから、一層の広報により平成30年度に100%とすることを目標とする。	

ページ	数値目標の項目名
	目標項目の説明
	目標値の考え方
3 5	○広報活動の満足度 県の広報活動により求められる県政情報を得られているとする県民の満足度（県民意識調査の結果）。 平成26年度の調査結果が64.5%であることから、一層の効果的な広報により平成30年度に70%とすることを目標とする。
3 5	○県広報ソーシャルメディア閲覧件数 県広報のソーシャルメディア媒体を登録閲覧している件数。 平成26年度の調査結果が11,221件であることから、一層の効果的な広報により毎年度2,000件以上の増加により平成30年度に20,000件とすることを目標とする。
3 6	○知事と県民との対話事業の開催回数 知事とのふれあいフォーラムの「地域版」（各市町村毎に地域住民と意見交換を行う）及び「分野版」（ひとつのテーマを設定しその分野の方々と意見交換を行う）の開催回数。 毎年度10回開催することを目標とする。
3 7	○審議会等における公募委員の比率 公募が可能な審議会等における各年度末時点の総委員数に占める公募委員数の割合。 平成30年度末までに10%とすることを目標とする。
3 7	○審議会等における女性委員の比率 審議会等における各年度末時点の総委員数に占める女性委員数の割合。 平成30年度末までに50%とすることを目標とする。
3 8	○県事業における協働事業数 各年度における多様な主体と協働して実施している事業のうち、委託、補助、共催、事業協力に該当するものの合計。 平成30年度末において、200事業程度（平成26年度から年13事業程度の増加）の実施を目標とする。
3 9	○ボランティア登録団体数 各年度の6月1日において、市町村ボランティアセンターに登録しているボランティア団体数の合計。 平成30年度において、2,040団体程度（平成26年度から年20団体程度の増加）を目標とする。

ページ	数値目標の項目名
	目標項目の説明
	目標値の考え方
4 0	○指定管理者制度導入施設における利用者数 指定管理者制度導入施設における利用者数。 平成30年度において年間300万人を目標とする。
4 4	○個人事業税及び不動産取得税等のコンビニ納付利用率 課税件数におけるコンビニ納付された件数の割合。 平成17年度に導入した自動車税コンビニ納付の利用率（件数ベース）を目標とする。
4 7	○県の行財政改革についての認知度 県が行財政改革に取り組んでいることについての県民の認知度（県民意識調査の結果）。 平成30年度において100%を目標とする。
4 7	○県の行政機関における対応についての満足度 県の行政機関における対応（窓口や電話での対応など）についての県民の満足度（県民意識調査の結果）。 <small>※「わからない」と回答された件数を除いて算出。</small> 平成30年度において90%を目標とする。
5 5	○サーバ統合基盤への移行システム数 サーバ統合基盤へ移行したシステム件数。 平成26年度から30年度までの5カ年で移行を完了し、平成31年度以降は、毎年約1億円のコスト削減を見込んでいる。
5 5	○サーバ統合基盤への移行サーバ台数 サーバ統合基盤へ移行したサーバ台数。 平成26年度から30年度までの5カ年で移行を完了し、平成31年度以降は、毎年約1億円のコスト削減を見込んでいる。
5 9	○自動車税納期内納付率（件数ベース） 定期課税件数（調定台数－返戻）における納期内納付件数の割合。 九州内（沖縄県を除く。）における納期内納付率の最高率を目標とする。

宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン

時代の潮流

- ・本格的な少子高齢・人口減少時代の到来
- ・世界・アジア経済の変化
- ・資源・環境問題への対応
- ・社会を支える科学技術の発展
- ・大規模災害への対策
- ・地方分権の進展
- ・国・地方を通じた厳しい財政状況

将来推計と予測

- 人口減少・少子高齢化による人口構造の変化に伴う
- ・就業者数
- ・県内総生産
- ・県民所得

本県の特徴

- ・地理的特性(東アジアとの近接性、3都市圏・8地域ブロック、道路・鉄道整備の遅れ)
- ・自然環境(温暖な気候、恵まれた日照環境、豊富な森林・水資源、地震の発生等)
- ・生活環境(低い物価・地価・県民所得、ゆとりある住環境等)
- ・産業(高い食料・木材供給能力、豊富なエネルギー資源等)
- ・県民意識

長期ビジョン

平成42年
(2030年)を展望

基本目標

未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦

目指す将来像

人	くらし	産業
地域や人のゆたかな絆の中で、みんなが持てる力を発揮し、生き生きと活動する社会	安全・安心で心ゆたかに暮らせる社会	時代のニーズに応える産業が地域に展開し、安心して働ける社会

県づくりの基本姿勢

- 1 経済拡大を前提とした社会・価値観からの転換
- 2 県内分権の推進と住民主体の地域経営
- 3 未来の郷土を担う人材の育成
- 4 長期的視点に立った社会基盤の整備
- 5 地域の資源を生かした魅力づくり
- 6 アジアの中のみやざき・九州の確立
- 7 危機事象への対応
- 8 効率的・効果的な行財政運営

長期戦略

基本目標・将来像実現のため長期的視点から重点的・優先的に取り組む戦略

4つの長期的視点

人口問題 グローバル化 資源・環境問題 危機対応

解決すべき課題

生かすべき特性・可能性

戦略1 人口問題戦略	戦略5 観光再生おもてなし戦略
戦略2 人材育成戦略	戦略6 文化スポーツ振興戦略
戦略3 産業成長戦略	戦略7 いきいき共生社会戦略
戦略4 地域経済循環戦略	戦略8 危機管理強化戦略

分野別施策

基本目標・将来像実現のため分野別に体系化した施策の基本的方向性

人づくり	くらしづくり	産業づくり
安心して子どもを産み、育てられる社会 未来を担う人材が育つ社会 生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会 多様な主体が参加し、一人ひとりが尊重される社会	生き生きと暮らせる健康・福祉の社会 自然と共生した環境にやさしい社会 安心して生活できる社会 安全な暮らしが確保される社会	多様な連携により新たな産業が展開される社会 魅力ある農林水産業が展開される社会 創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会 活発な観光・交流による活力ある社会 経済・交流を支える基盤が整った社会

分野別施策の柱及び施策の基本的方向性

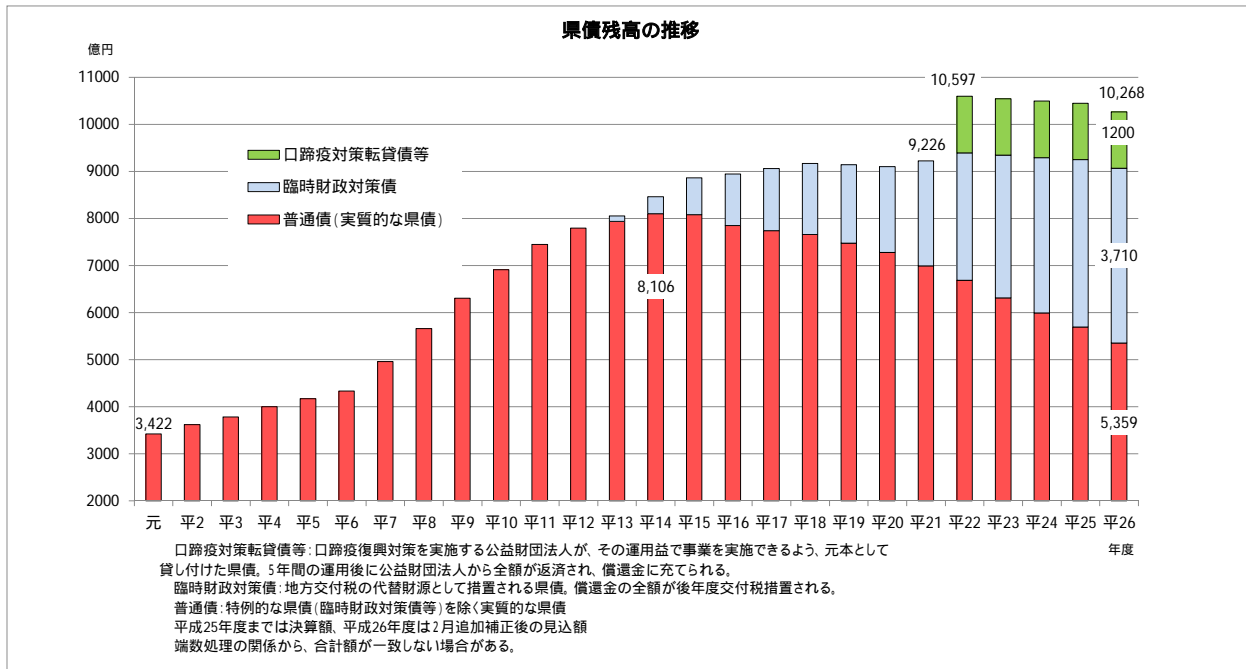
部門別計画
(3年～10年)

アクションプラン

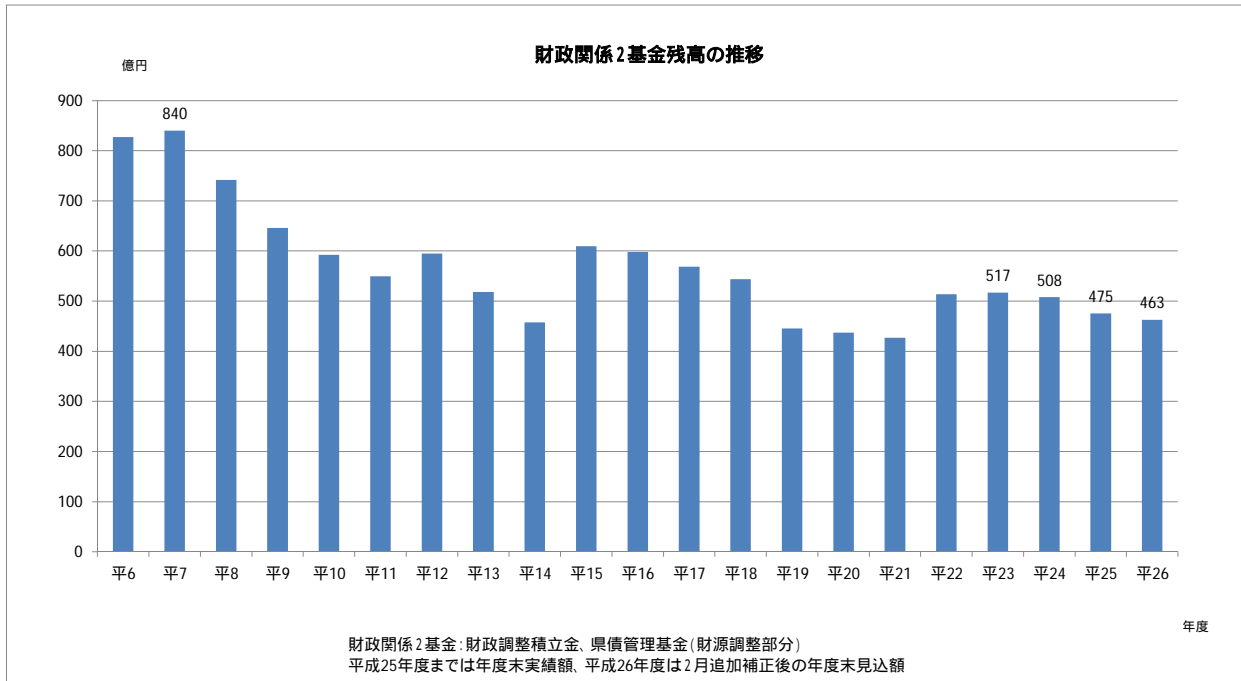
長期ビジョン・知事の公約実現のための
4年間の実行計画

知事の
公約

1 県債残高の推移



2 基金残高の推移



みやざき行財政改革プラン（第二期）の策定経過

年 月 日	策 定 経 過
平成26年 7月28日	第1回新たな行財政改革プランの策定に係るワーキンググループ会議 ・新たな行財政改革プラン（以下「プラン」という。）の策定について協議
9月 2日	第2回ワーキンググループ会議 ・「プラン」の基本的な構成について協議 ・改革実施計画について ・県民、職員アンケート調査について
9月30日	行財政改革に関する県民アンケート調査 （実施期間：9月30日～10月29日）
11月10日	第3回ワーキンググループ会議 ・アンケート調査結果の報告等 ・改革実施計画の追加・修正等について
平成27年 1月13日	第4回ワーキンググループ会議（素案検討） ・「プラン」素案の修正等の照会
2月 2日	行財政改革推進委員会会議 ・「プラン」素案について協議
2月 5日	行財政改革推進本部会議 ・「プラン」素案について協議、決定
3月16日	素案に関するパブリック・コメント （実施期間：3月16日～4月15日）
3月27日	行財政改革懇談会 ・「プラン」素案について説明
5月20日	第5回ワーキンググループ会議 ・「プラン」最終案について協議
5月26日	行財政改革推進委員会会議 ・「プラン」最終案について協議
6月 1日	行財政改革推進本部会議 ・「プラン」最終案について協議、決定
6月12日	定例県議会に「プラン」議案提出
7月 1日	「プラン」の議決

宮崎県行財政改革推進本部設置要綱

平成7年2月6日
総務部

(目的)

第1条 行財政改革の推進を図るため、宮崎県行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行財政改革の方針の策定に関すること。
- (2) その他行財政改革に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(行財政改革推進委員会)

第5条 本部は、行財政改革推進委員会（昭和63年9月13日設置）に具体的な調査研究を行わせるものとする。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務部行政経営課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

別表（第3条関係）

区 分	職 名	区 分	職 名
本部長	知事	本部員	県土整備部長 総務部危機管理統括監 会計管理者 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長 人事委員会事務局長 監査事務局長 労働委員会事務局長
副本部長	副知事		
本部員	総合政策部長 総務部長 福祉保健部長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長		

行財政改革推進委員会設置要綱

昭和63年9月13日
総務部

(目的)

第1条 行財政改革に関する諸問題を調査研究し、行財政改革の推進を図るため、行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を調査研究する。

- (1) 宮崎県行財政改革推進本部（平成7年2月6日設置）からの命による行財政改革の推進に関すること。
- (2) 事務事業の効率化、合理化に関すること。
- (3) 組織・機構の改善に関すること。
- (4) その他行財政改革に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係部局等に資料の提出又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第5条 委員長は、第2条に掲げる事項を専門的立場から調査研究する必要があると認めるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行政経営課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

区 分	職 名	区 分	職 名
委 員 長	総務部長	委 員	農政水産部次長（総括）
副委員長	総務部次長（総務・職員担当）		県土整備部次長（総括）
委 員	総合政策部次長（政策推進担当） 総務部次長（財務・市町村担当） 総務部危機管理局長 福祉保健部次長（福祉担当） 環境森林部次長（総括） 商工観光労働部次長		会計管理局次長
			企業局総務課長
			病院局次長
			教育庁教育次長（総括）
			警察本部警務部長
			人事委員会事務局総務課長
			監査事務局監査第一課長
			労働委員会事務局調整審査課長

宮崎県行財政改革懇談会設置要綱

平成7年5月19日
総務部

(設置)

第1条 行財政運営全般にわたり有識者から広く意見を求め、本県における行財政改革の推進に資するため、宮崎県行財政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 県の行財政改革に関する大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革の推進に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第4条 懇談会は、知事が招集する。

- 2 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、懇談会を主宰する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。
- 5 知事は、必要があると認めるときは、知事が指定する特定の委員のみによる部会を開催することができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、宮崎県総務部行政経営課において処理する。

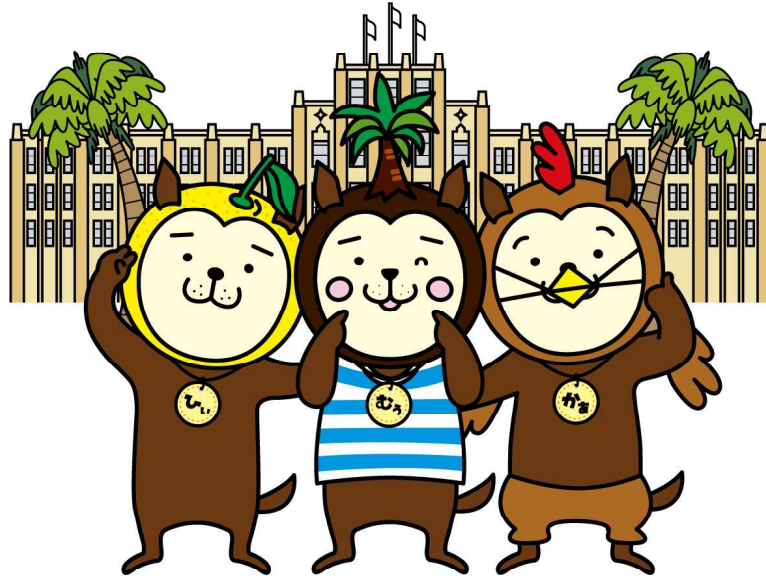
(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表（第3条関係）

氏名	職名
片野坂 千鶴子	NPO法人みやざき子ども文化センター代表理事
河野 州昭	宮崎日日新聞社論説委員長
木村 邦子	延岡商工会議所常議員
高妻 和寛	宮崎県包括外部監査人（公認会計士）
佐藤 真	日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長
黒木 定藏	宮崎県町村会会長（西米良村長）
四方 由美	宮崎公立大学教授
曾山 喜美	（公募による選任）
高峰 由美	販売戦略コンサルタント
土田 博	南九州短期大学学長
戸敷 正	宮崎県市長会会長（宮崎市長）
中島 隆志	（公募による選任）
長友 順子	宮崎県商工会女性部連合会副会長
廣田 久美子	宮崎産業経営大学准教授
山口 和子	有限会社ポップミックス代表取締役
吉田 陽子	宮崎県中小企業団体中央会レディース中央会会長

(五十音順)



みやざき行財政改革プラン（第二期）

発行 宮崎県総務部行政経営課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-32-4473

FAX 0985-26-7638

E-mail gyoseikeiei@pref.miyazaki.lg.jp